

1. 議事日程

(平成19年第2回安芸高田市議会6月定例会第3日目)

平成19年6月13日
午前10時開会
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
6番	川角一郎	7番	塚本近
8番	赤川三郎	9番	松村ユキミ
10番	熊高昌三	11番	藤井昌之
12番	青原敏治	13番	金行哲昭
14番	杉原洋	15番	入本和男
16番	山本三郎	17番	今村義照
18番	玉川祐光	19番	岡田正信
20番	亀岡等	21番	渡辺義則
22番	松浦利貞		

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

11番	藤井昌之	12番	青原敏治
-----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市 長	児 玉 更太郎	副 市 長	増 元 正 信
副 市 長	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
自治振興部長	田 丸 孝 二	市 民 部 長	平 下 和 夫
福祉保健部長兼 福祉事務所長	廣 政 克 行	産 業 振 興 部 長	清 水 盤
建設部長 兼公営企業部長	金 岡 英 雄	教 育 長	佐 藤 勝
教 育 次 長	益 田 博 志	消 防 長	竹 川 信 明
教育参事兼安芸高田 少年自然の家所長	永 井 初 男	会 計 管 理 者	立 田 昭 男
八千代支所長	榎 原 秀 克	美土里支所長	清 水 勝
高宮支所長	近 藤 一 郎	甲 田 支 所 長	垣 野 内 壯
向原支所長	田 口 茂 利	総 務 課 長	高 杉 和 義
財 政 課 長	沖 野 文 雄		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	増 本 義 宣	議 事 調 査 係 長	児 玉 竹 丸
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治

午前 10時00分 開会

- 松浦議長 それでは、おはようございます。
時間が参りましたので、ただいまの出席議員は21名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 松浦議長 続いて日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、
11番 藤井昌之君、12番 青原敏治君を指名をいたします。

日程第2 一般質問

- 松浦議長 日程第2、一般質問を行います。
昨日に引き続き質問の通告がありますので、順次発言を許します。
17番 今村義照君。

○今村議員

議長。

おはようございます。それでは一般質問2日目でございますが、さきの通告に基づきまして高齢者対策について、大枠に3点ほどお伺いをしたいと思います。

まずその1は、高齢者福祉総合条例の制定をされないかという提案に対し、その前提として考え方を少し整理をしてみたいのでございます。我が市の総合計画、この第3章によりまして、人と環境にやさしいまちづくりの中で、豊かな高齢社会の形成のために具体的な施策の柱として、要援護高齢者施策の充実、健康生きがいくりの推進、住宅生活環境の整備の3点を掲げ、事業の推進が進められているわけですが、これらの中心的な事業というのは、ほぼ公助の分、いわゆる行政がしなければならないという分が、行政側の施策の中で進められております。それらのことがどうも私には、国保の事業として行われてですね、有機的にあるいは総合的に連携していないのではなかろうか、というふうに私の目には映るんでございます。

今や地方分権の時代の中で、安芸高田市という典型的な中山間地域での特徴である当自治体ではですね、自主自立のできるまちづくり基本条例の制定等、高齢者福祉総合条例また子育て総合条例のものは3本の柱でありですね、さらに今検討を加えておりますが、議会の基本条例のこれからの議会のあり方、そういったこととともに市もやっぱり憲法である、市のまちづくりの方向性をですね、この条例によって方向性を示し、さらに市民との共通認識の上に立った上で、目標を設定すべきだというのは、かねてからいろんな形で主張してきておりますが、今回の中でも高齢者総合福祉条例についてのご所見を、まずお伺いしたいのが1点目でございます。

もとより高齢者が尊敬され、社会の中核となるような長寿社会を築くことを目標とした医療福祉、多からず少なからず、中くらいの負担の考え方の中で、根本をそのことを据えてバランスの取れた高齢者福祉施策を総合的に見直し、改めてその施策の展開をするための条例制定の提案でございます。その条例の中身の骨子は、高齢者施策の基本理念、あるいは基本的な事項を定めることによりまして、市の役割を明らかにし、施策の総合的な推進を図り、高齢者が地域で安心して生き生きと暮せるまちづくりを、推進するものとしたというのが基本でございます。市は自助、共助、公助の考え方に基づいて、市民、市、その他の関係機関のそれぞれの役割分担を定め、社会資源の活用であるとか、保健医療及び福祉の連携を図るように努めると同時に、市民はみずから健康で豊かな高齢期を迎えることができるように努めることは、当然この条例の基本理念にすればよいというふうに思うわけでございます。

主として次に、施策の問題でございますが、1番として介護に関する施策、健康及び自立支援に関する施策、3番目として社会参加促進に関する施策、4番目にサービス利用者の保護に関する施策、5番目にサービス基盤整備の推進に関する施策、このように施策の幅を広げ、それらの施策に基づいた各種事業を行うとともに、当市とすれば各種事業やそれぞれの事項に基づいて、現在高齢者の福祉向上のために取り組んでいるわけでございますが、それを基本的な理念として、主要な施策、あるいは主要な施策の具体例、事業の実施に関する原則、それとそれぞれの細目の委任、事業者の責務、市民参加に関する原則、委任などを網羅をして、市のほかな計画との整合性を図るための安芸高田市高齢者福祉総合条例の策定を、その基本にするという提案に対して、ご所見をお伺いしたいのが大枠の中の1点目でございます。

次に総合福祉条例を策定するのに、時間を要したりあるいは仮に策定について、特に意見はないというような見解になったときにですね、今の時勢で最も必要な事項である高齢者急増で、また最も行政が現在対応しなければならない、あるいは力点を置かなければならない高齢者の社会参加促進と生きがい対策、シルバーパワーを活用し、地域振興を図る就労の問題でございます。

ご承知のとおり高齢者等の雇用の安定等に関する法律、これでは国及び地方公共団体の責務やそれに講じる処置を求め、その法律の第6章では、シルバー人材センターという団体を介して、就業に関する相談の実施、就業機会を提供する団体の育成、その他就業機会の確保をする必要な措置を講じるよう、努めるものというふうに規定をしております。かかる観点の中で、高齢者の就業機会の拡大と活力ある地域社会づくりに寄与するシルバー人材センターの公共性、公益性をさらに高めるために積極的に支援し、育成強化に努めることが肝要であり、地域社会も進んでこの事業の円滑な運営に協力することが望まれると

いうふうに思われますが、どのような姿勢で今後望まれるのか、ご所見をお伺いしたいのが2点目でございます。

次に3番目として、高齢者対策のうち現実的に最大の課題であります、介護に関する施策の方向性とボランティアバンク制度のことについてお伺いをいたします。

介護に関する施策は、昭和37年制定の老人福祉法、昭和57年制定の老人保健法、さらには平成9年制定の介護保険法、その他関係法令により事業の内容が大きく変遷をしてきております。と同時に地方自治体の役目も過大なものとして、のしかかっております大きな課題でございます。それだけにこの事業展開には、基本的な方向性を定め含めて各種事業の連携を面的に、あるいは総合的に進められなければならないというふうに考えるわけでございます。

かような観点から介護に関する施策のうち、地域において福祉団体、市民等がその地域の人材、また建物を活用し高齢者の生活支援を行う取り組みに対し、市が助成及び支援を行うための事業を初めとして、例えば日常生活支援の問題、補助器具貸与、住宅改善移送サービス、あるいは住居継続支援、地域リハビリテーションなどの企業があるわけでございますが、その介護施策の根本的な考え方のもとに、いかなる市の助成及び支援をされるために、その方向性をお伺いしたいということと、介護の相互扶助にという立場に立って、ボランティアバンク制度の具体化をされないかという提案でございます。

今や同世代による療養介護は、少子高齢化、核家族化によってやむなくやらざるを得ない状況でございますが、地域の中で次世代による介護支援を広く呼びかけて、市民相互の共助の仕組みをつくり、療養介護を少しでも緩和して、次世代の方がお世話をした時間なり、あるいは支援行為の蓄積が登録をされて、そのポイント制で将来の介護を受けられる仕組み、これをつくれば地域福祉の継続的な事業に発展させることができるというふうに考えておりますが、このことについてどう思われるか、一つの一例案件として検討されないか、この点についてもご所見をお伺いしたいものでございます。

以上、大卒高齢者対策のうち3点の質問をさせていただきます。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議長。

ただいまの今村議員のご質問にお答えいたします。

まず、高齢者の福祉総合条例についてのお尋ねでございますが、ご指摘をいただきますように、高齢化がどんどん進んでいき、高齢者の福祉対策が今後一層重要な状況にあることは、ご指摘のとおりでございます。財政の面での負担の議論だけでなく、高齢者の力を活用した地域活性化や高齢者の尊厳を守り、地域での安心した生活を確保することは、今後の高齢者の福祉施策において、最も重要なことござ

います。

サービスと負担のバランス、医療・保健・福祉の連携、行政と市民、事業者との役割分担と協働など、ご指摘をいただいておりますことは、高齢者の福祉施策を展開する上で、基本として持つておかなければならない考え方であろうと思います。

現在市では、提案いただいております基本条例の実施計画とも位置づけられております、安芸高田市の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に基づきまして、高齢者福祉施策を総合的に進めておるところでございまして、ご指摘の条例もあるわけでございますが、現在のところはただいま申し上げました、安芸高田市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に基いて、高齢者の福祉政策を総合的にやっておりますのでございまして、ご指摘の点については、今後参考にさせていただきたいというように思います。

それから次のシルバー人材センターへの支援についてのお尋ねでございますが、先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、高齢化に対応して高齢者の生きがづくり、就労支援は今後益々重要なものになっておると考えております。戦後の団塊世代の大量退職いわゆる2007年問題への対応だけでなく、今後継続的な高齢者の就労支援は、地域の活性化、地域づくりに必要な不可欠な課題であろうと、このように我々は認識をしております。

社団法人安芸高田市シルバー人材センターは、市の合併に伴い2つのシルバー人材センターと、4つの高齢者能力活用協会が平成17年に統合されたもので、高齢者の生きがづくり、高齢者の就労支援において、大きな役割を果たしていただいております、市といたしましても、厳しい財政状況の中で、引き続きできる限りの財政支援を行ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次の3点目の、テンミリオンハウスとボランティアバンクについてのお尋ねでございますが、ご指摘をいただいております、地域や市民の共助の仕組みを再構築することは、これからの高齢者福祉施策にとって、非常に重要な課題と考えています。

ご提案いただきました2つの事業とも、市民の共助の力を活用した、有意義な事業であると考えております。

テンミリオンハウス事業は、東京都の武蔵野市で実際に行われ、地域で一定の成果を上げておると聞かせていただいております。現在安芸高田市では、ふれあいサロン事業で、こうした市民の共助による高齢者の通所事業を実施をしておるところでございます。

また、ボランティアバンクにつきましては、本年5月に厚生労働省から考え方が示されました。高齢者の介護ボランティアにポイントを与え、そのポイントを蓄積し、介護保険料や介護サービスの利用者負担金として支払うことができるという仕組みでございます。

この2つの事業につきましては、研究をしなければならない課題が

あります。例えばテンミリオンハウス事業においては、介護保険における介護予防事業や現在のふれあいサロン事業との役割分担や介護保険料への影響、またボランティアバンクにおいては、ボランティアポイントの管理機関の設置や、既成の有償ボランティアとの役割分担など課題がいろいろあるわけでございます。

いずれにいたしましても、ご指摘をいただいております、地域や市民の共助の仕組みを再構築することは、これからの高齢者福祉施策にとりまして、非常に重要な課題であります。当面は現在行っております、ふれあいサロン事業の推進を図りながら、こうした市民の共助が、高齢者福祉において一定の役割を果たしていく地域をつくってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

具体的な課題につきましては、もし再質問がございましたら、また担当部長の方からお答えをしていきたいとこのように考えております。

○松 浦 議 長

以上で、答弁を終わります。

再質問ありますか。

はい、17番 今村義照君。

○今 村 議 員

いみじくも先ほどの市長答弁の中で出てまいりました、武蔵野市のテンミリオンハウス事業のことに触れられましたが、私は古くからこの武蔵野市が市の高齢者総合福祉条例というのを、平成12年に策定をしてですね、市の全体的な高齢者福祉のあり方を市民とともに、共通認識を持つということから端を発しているんだらうということで、実は前々から非常に注目をしとった案件でございます。

そのことはともかく今の総合条例の制定に関しまして、これからまず参考にしたいという市長答弁ではございますが、これまで市で行ってきたいろんな高齢者に関する計画がですね、出てきております。具体的には高齢者の保健福祉計画であるとか、第3期介護保険に事業に向けた計画書、さらには健康21、それから今検討されております高齢者福祉保健計画策定中というふうにですね、なるほど市の中でこういったいろんな形での事業に計画は立案をされるわけでございますが、どうも計画の策定のしっ放しでですね、後の具体的な事業推進に対して相互にチェックをし合うという仕組みはですね、単体ではなかなか難しいというふうに思うわけでございます。やはりそのことが一番大きな事業の進め方あるいは行政の市政のあり方の問題として、非常に市民にわかりにくい状況をつくっておると、いうふうに私は思うんでございます。したがって、やはり条例を制定することによってですね、その共通の目的とする基本的な考え方を明らかに市民の前に示し、その将来も含めて事業のあり方そのものを方向づけると、いうことがまず第1点だらうというふうに思うわけでございます。

そのことについて個々に事業を進められておるわけでございますが、これからの庁内の、庁内というのは組織内ですね、機構改革とも相まってその事業を推進するための総合的な連携が図れるような仕組

みをですね、とともにこの総合的な条例を制定するということがあわせて考えられないか、改めてもう1点ご質問をしておきたいというふうに思います。

次にシルバーセンターの就労支援のことですが、不可欠な問題として今後十分に取り組む、あるいはできる限りの財政支援をするということで、その取り組みに安堵をしたところではございますが、この組織について、やはりもう一つ確認をしとかなければならないのではないか、というふうに思うわけでございます。もとより、このシルバー人材センターというのは営利をする目的とする団体でもありませんし、このセンターの事業のあり方はですね、やはり地域の高齢者が自主的にその生活を高め、あるいは地域を単位とともに助け合っていく大きな課題、そのことは就業促進することによって、高齢者の活動の幅を広げ生活能力をさらに高めるということは、やはり行政の最大のやっぱり役目だというふうに思うわけでございます。

そのためには、こういった非常に高齢化の高い我が市の問題として、これから雇用を含めそういった就業の場をですね、具体的に増やしていく方向を考えなければならないというふうに思いますが、その具体例として何かお持ちのものがあれば、ご所見をお伺いをしたいのでございます。

3点目の市民共助の問題でございますが、当初では武蔵野市の先ほどのテンミリオンハウス事業のことに一応触れられましたが、現在我が市ではふれあいサロンを活用して、このことに対処しているという答弁でございました。その中でもやはり、介護予防の問題、それから福祉の問題とで役割分担の問題で課題も指摘されましたが、それらのこともですね、やはり条例の中で具体的な施策の方向づけをですね、それらも含めて明記しておくということが必要だろうというふうに思うわけでございます。先ほど出ました武蔵野市の高齢者福祉総合条例の中でですね、具体的にはその目的及び基本的な理念、それから各種の事業に対する基本的な進め方、そういったこともやはり方向づけを明記してですね、このことを企業推進を図っておるわけでございます。条例で制定して一番いいということは、市民にその市のやろうとしていることが明確に分かることと、それからやはり組織的に総合力を発揮しなければ、その目的は達せられないというところにあるかと思いますが、そこら辺の観点を含めて、今のボランティアのポイント制度についてはこれから検討課題ということでございますので、そこら辺の所見を具体的に所轄部署でご所見があればお伺いをしたい。

以上でございます。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

3点目のいわゆるテンミリオン等の問題については、社協とも現在そのような取り組みをしておりますので、これは担当部長の方から報

告をしていきたいとこのように考えております。

1 番目のいわゆる基本条例の問題でございますが、日本でもこの基本条例つくったというのは余り、先ほどご指摘のように非常に先進的なところはつくっておりますが、県内ではまだ私は聞いておらないような状況でございますので、これをつくって本当にできるかどうかという問題もございますし、ご指摘のように非常に方向としてはですね、新しい方向であろうとこのように考えておりますが、我々は現在の安芸高田市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を着実に進めていけば、ご指摘のような問題についての対応はできるのではなかろうかと、このように考えておりますので、先ほど申し上げましたように非常に先進的な動きをしておるところのお話を聞かせていただきましたので、今後ともそれは研究をさせていただきたいとこのように考えていきたいと思っております。

それからシルバー人材センターへの支援ということでございますが、我々もできるだけ関係団体へは支援をしていきたいと、それによって活動が活発になるように、こういう考え方でですね、やっておるわけでございます。

何分ご存知のと通りの財政が非常に厳しい状況の中で、シルバー人材センターに対する補助金というのは、私は5本の多い方の5本の指に入る社協とか商工会とかそういう今資料を持っておりませんが、かなりの補助金をさせていただいておりますので、今後ともできるだけの努力をさせていただきたいと、このように考えておるわけでございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

テンミリオンのご質問をいただいておりますが、先ほど市長がご答弁申し上げましたけども、本市におきましては、それを小さくしたふれあいサロンという一つの事業を実施しております。このテンミリオンにつきましては、東京の方で密集地、人口密度の非常に高い一つの地域で、それぞれ拠点を持ってのサービスを事業の内容的にはふれあいサロンと同様と考えておりますけども、目的とはですね、そういった形で何区画かにおいて実施をされております。

本市につきましてもこの一つの大きなサロンという一つのミリオン的な一つの事業は、散歩がてら、自分で歩ける行動範囲内の範囲で、それに地域でボランティアの方がお世話をしていただいて、それぞれの介護予防、生きがい対策等の事業をしていただいております。で、本市につきましましては、シルバーの方でこれを実施していただいておりますけども、18年度の実績でいきますと82団体、これを実施を市内でされとります。失礼しました。社協の方ですね、実施をしていただいております、それが実施団体が82団体おられます。で、回数的に今642回という回数がございます。

ます。私の方でいろいろこの社協と補助金を出させていただいておるんですけども、こうした形の中で少数点位的なこの中山間地域の中で、どういった形がこれをいかに充実できるか。これは一つの大きな形であると思います。テンミリオンまではいきませんが、ツウミリオンぐらいは私の方はやらさせていただいているというように考えております。

これがですね、このボランティアの方、これが先ほどポイント制がありましたけども、このポイント制もいろいろこう問題点も市長も申しましたように、管理体制等ですね、いろいろ単年度制で管理していくのか、また永年的に管理していくのか、他のそれぞれの市民の方からもこのポイント制というのは、意見等ご質問等をいただいておりますが、そういった管理組織とまず一つは、大きな問題点も整理をしていかにやあいけんのんだとこのように考えております。一つは高齢者対策、今からこの包括支援センターを18年度で開設しておりますけども、これの一つの大きな役目を担ってくるんじゃないかと思っております。総合的な一つの高齢者対策としては、この包括支援センターがまとめていくというような形が望ましいんじゃないかと思っておりますけども、いろいろご質問いただきましたようにいろいろサービス事業等をですね、わかりやすく市民の方に説明をすると、これは今からどのような形がいいのか、検討をさせていただければとこのように思います。

○松浦議長

以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問ありますか。

17番 今村義照君。

○今村議員

事例が条例についてはですね、市長は少ないのではなかろうかということですが、現在やはりかなりの団体の中でですね、地方自治の中でやはりかなり策定の方向にあることはもう事実なんですね。それでそれは総合福祉条例という形でやっておるところもありますし、地域によっては地域福祉推進条例であるとかですね、それから福祉のまち総合条例であるとか、それから健康福祉総合条例とかですね、高齢者総合福祉介護の介護福祉条例であるとかというようなものですね、どんどん策定されてきている状況にあるわけです。やはりここの、私は決してつくっているところからが先進とは思いませんが、やはり合併してですね、ちょうど3万強の市になった段階でですね、一番のやっぱりメリットというのは自主自立のまちづくりが原点だろうと思うわけですが、そこを根っこにおいて、市の方向性を市民とともに作り上げる、あるいは共通認識を高めるというのはですね、やっぱり我が市の最大のこれからの課題だろうというふうに思うわけですが、これが個々の事業で点々に展開されておりますとその方向性がですね、やっぱり市民に見えない、あるいはそれに携わっている事業課としてもですね、自分のところのことはわかりますけども、全体的として方向づけが見ない状況というのは、あるのではなかろう

かというふうに危惧をするわけでございます。そこら辺を含めてもう一遍、改めてその方向性について確認をしたいというふうに思っております。

それと各種今の社協も含め、シルバー人材センターの支援の問題でございですが、財政的な支援も去ることながらですね、やはりその役割分担を、その団体とやっぱりきっちりする方向が、大切なんだろうというふうに思うわけでございます。市でできることは、その市民にその例えば介護サービスなり、あるいは福祉サービスが公平に受けられるものをつくり上げること、それから今の就労の問題でいえばその就労の機会をいかに増やしていくか。そのことがひいては各種団体ですね、育成に大きくつながり将来に展望できる組織として、成り立つだろうということだろうと思います。そのことによって、そのことを市の方は大いに啓蒙し啓発をしてですね、そういった方向のものを市民に知らせることも併せて行政の役目でございます。

そこら辺についての役割についての認識について、どのようにお考えかお聞きして最後の質問といたします。

○松浦議長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

先ほど来の福祉総合条例の問題については、我々も今後、十分研究をさせていただきたいとこのように考えております。申し上げました当面は、我々としては市が計画書をつくっております、高齢者の保健福祉計画を基礎にしてやっていきたいと、このように考えております。

また福祉の問題については特にご指摘のようにですね、ただ行政だけでやるというのは非常に広範囲にわたりますし、人材もいるということでございますので、ご指摘のようにいろいろな団体がですね、高齢化の中でその役割分担をしていくということが、今後大切になってくように思います。

ご指摘のようにシルバー人材センターがお年寄りの生きがい活動を推進する、あるいは先ほどのふれあいサロンについては社協と協議をして、社協に主なところをかたいでもらっておる、こういうような状況でございますし、それから市内にあります32の地域振興会、ここは恐らく福祉という部門、もちろん体育部門とか総務部とかですね、産業部とか福祉部とかいろいろ部を整備された振興会がかなり今できております。そういうところと振興会の福祉部と連携をしながら、老人の福祉をやっていくとかそういうようにご指摘のとおり、いろいろな団体と協議をしながらまた資金がいる場合は、ある程度の補助金を流しながら総合的に福祉を考えていく、それが我々も議員ご指摘のとおりのお考えを持っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○松浦議長

以上で、今村義照君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

○川 角 議 員

6 番 川角一郎君。

6 番、新政会の川角でございます。

さきに通告をいたしております2点について、簡単に簡潔にですね、質問に入っていきたいというふうに思います。

まず今、国会でも非常に教育問題というのが課題となっております、学力の向上というのをどうすればいいのかと、いうことで非常に検討されておるわけでございますが、やはりその学力を上げるためには、そこに勉学に励むための施設というのも非常に大事なことでなかろうかと、いうふうに思うわけでございます。

まず私の方から1点目としてはですね、学校施設、特に校舎の改修計画をどのようにお考えなのか、いうふうなことでお尋ねをしてみたいと思います。

我が市には現在ですね、中学校が6校とそして小学校が13校あるわけございまして、中でも一番古いのは吉田小学校で、築後44年を経過しておるといふふうにも聞いております。またその中で学校の方から見れば、トイレの水も非常に出が悪く、大幅な改修が必要になってきておる、というふうなものも聞いておるわけでございます。その上ですね、敷地や建物の一部が土砂災害の警戒区域、また土砂災害特別警戒区域に含まれており、そこには一体的に保育所なり、あるいは幼稚園も存在しておるわけございまして、このことを考えればですね、やはり改修も必要ですが、将来的には教育ゾーンの検討も、していく必要が出てきておるのではないかと、いうふうに思いますので、そこらの見解もお聞かせをいただければ、いうふうに思います。

その他、郷野小学校あたり見ますと、昭和10年ぐらいの建築になっておりまして、木造ということで非常に伝統はあるわけですが、古い建物になっております。あるいは吉田あるいは向原中学校のように、それぞれ古い校舎が存在しておるわけでございます。この2、3日朝日新聞なり、あるいは中国新聞等でも耐震調査ということが非常に議論されて話題になっておるところでございますが、当市においては、学校施設の耐震化推進計画等支援事業の報告書ということで、今年の3月にですね、これは詳しくいろいろ今後の方向づけについて、示されておるわけでございます。その後それに基づいて、どのように対応されて耐震化が現在どのように進んでおるのか、問題はないのか、そこらをお聞かせをいただきたいというふうに思うわけです。

また旧町の中にはですね、現在小学校が、あるいは3カ所もあるところがございまして、今後の生徒の数のですね、推移を見ると5年先、平成24年度では100名以上の減少が、見込まれるようなことも聞いておるわけでございます。その中でも13ある小学校で、70人以下になる学校というのも、6校に増えてくるというふうな一つの推計がなされておるわけございまして、ここらも将来において、このままでいいのか、いろんなことがあろうと思いますので、そこについ

ては再編計画という検討も必要になってくるのではないかと、そこらについてのお考えもお聞きをしたいというふうに思います。

それからよく、子どもは地域の宝ということが言われておるわけですが、その宝となる子どもたちがですね、安心をしてよい環境のもとで勉学に励むことは、安芸高田市の将来にとって、大変重要なことであるというふうに認識するわけでございます。

以上のことからですね、財政上非常に厳しい中ではあるわけですが、これを短期間でですね、実施するということは非常に不可能でございます。まして、早急に将来を見据えてですね、検討委員会等も立ち上げ、長期にわたる年次改修計画等をですね、樹立することが非常に重要なことだというふうに思うわけでございまして、市長あるいは教育長の所見をお伺いをいたします。

それから次に、滞納金の徴収・管理体制についてお伺いをしてみたいと思います。本市においては、未収金の対応は増元副市長、本部長として、滞納整理対策本部を設置し、未収金の解消を図っておられるわけでございますが、平成17年度の決算意見書でも約7億円の未収金が期末に発生しておると、ということが報告がされております。その中で見てみましても、過年度分を職員の努力によりまして、約7千万ぐらいは徴収をされておるというふうに見るわけですが、現年度分がそれ以上に未収になっておることからですね、結果的には16年対比17年が、約2千万円延滞金が増加しておると、いう現象があるわけでございます。

税金関係について聞いてみますと、現在は収納係4名により、過年度分の徴収とそして不納欠損処理、これも非常に法的なノウハウ等々ありまして、労力を費やしとるということで、成果も上がり敬意を表するものでございますが、現在の滞納件数やら、あるいは金額の状況を見て、今の体制で十分なのかどうかということが言えると思います。その体制について現在の取り組み等についてですね、一つお伺いをするものでございます。

それから収納というのはですね、非常に自主財源の確保と、そして負担の公平性を図るためにも極めてですね、重要であるというふうに思うわけでございます。今後、収納管理課等設置をしてですね、収納と滞納処分を一括管理をしたらというふうに思うわけでございます。

現在ああして専門的な部署もあるわけですが、そのほかの部署において、現年度分の未収が増加しておる傾向が、かなりあるというふうに認識しておりますので、そこらをやはり同じノウハウを持った者が、1カ所に結集をして、そしてこの安芸高田市の滞納を一時的にでもですね、ぐっと減らしていくんだというふうな一つの取り組みをしないと、この現状が今から先も続いていくんではないかというふうに思う、非常に危惧しておるところでございまして、そこらの体制の見直し、そのお考えがあるのか、今後これに力を入れる考えがあるのか

どうか、いうことについて所見をお伺いをいたしたいと思います。

以上2点について質問を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○松浦議長 この際、答弁は後ほどにいたしまして、11時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時56分 休憩

午前 11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長 それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま6番 川角一郎君の質問に対し、答弁を求めます。

まず、市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 ただいまの川角議員のご質問で、まず最初の学校施設の問題につきましては、教育長の方から答弁をさせていただきます。そのあと、私の方から滞納の問題について答弁をさせていただきます。

○松浦議長 続いて答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 先ほどの川角議員からの、学校施設の改修計画についての質問にお答えをいたします。

文部科学省におきます公立学校施設の耐震改修基準に当たっては、非木造の2階建以上または非木造の延床面積200平米を超える建物のうち、学校施設台帳において校舎として分類している建物は、小中学校を合わせまして、全体で25棟48,491平米を現有しております。このうち、昭和56年以前の旧耐震基準等により建てられました建物のうち、耐震基準が満たされていない建物として、吉田小学校の昭和38年3月建築の1棟1号1,007平米を初めとして、11棟21,698平米となっております。

平成17年度には、これら11棟の校舎と9棟の屋内運動場及び寄宿舎1棟を合わせた21棟について、学校施設の耐震化優先度調査を実施し、耐震化の優先順を決定した優先度のランクなどの調査内容については、既に議会に報告をしているところでございます。

議員ご指摘の長期改修計画につきましては、平成18年度に県が策定いたしました第3次地震防災緊急事業5カ年計画、平成18年から平成22年に対しまして、吉田小学校、吉田中学校、向原中学校、甲田中学校、小田東小学校及び向原小学校の6校の校舎及び屋内運動場について、危険改築事業または地震補強事業の補助率2分の1の確保が、可能となるよう計画に盛り込んでおります。その後、策定された本市の長期総合計画、平成18年から平成27年において、耐震化優先度調査を実施した12校の耐震補強工事を主な内容とした改修工事の計画を、平成23年度以降の後期実施計画に計上することといたしております。

教育委員会といたしましては、学校施設は、多くの児童生徒等が一

日の大半を過ごす学習、生活の場であることから、安全で豊かな環境を確保することが必要不可欠あり、地震発生時においては、児童生徒等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることなど、十分な耐震性能を持たせて学校施設を整備することが重要であります。さらに、地震時の災害発生時には、地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たすことが求められているため、避難場所として必要となる機能も十分に果たすよう整備することが、重要であると認識しております。早期に耐震性の確保や快適な教育環境の確保に向け、努力をしていきたいと考えております。

なお、大規模改修等につきましては児童・生徒等の推移と学校規模の適正化等を考慮の上、検討していきたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの川角議員のご質問にお答えをいたします。

税における滞納整理につきましては、合併以来、収納係を中心として、法的措置の執行も強化しながら取り組んでまいりました。

また、市全体の取り組みにつきましても、滞納整理対策本部を設置し、各部、支所間の連絡、調整を行いながら徴収事務の向上を図ってきておるところでございます。

この3年間の税の徴収率は現年度分で平均97.5%、過年度分で平均19%あたりを推移しておりますが、ご指摘のように、繰り越しは微増ではありますが年々増加しておる状況にあるわけでございます。

徴収体制については、合併以来3年間の取り組みの中で、課題と成果が見えており、職員が減少する中で、さらに徴収事務の向上を図るため、10月の機構改革に向けて、今後の体制がどうあるべきかを、現場の部署と協議を重ねているところでございます。

基本的な考え方といたしましては、現年度分はそれぞれの部署において賦課し、年間を通して失念等による滞納が発生しないよう、徴収事務の確立を図る必要があると考えます。その上で、悪質な滞納の事案については、差し押さえ等の法的措置が効率よく執行できる専門部署の強化が必要と考えております。

いずれにいたしましても、税の公平性の確保や進む税源移譲に対応するため、組織を挙げて収納率の向上に取り組む必要があると考えております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

○川角議員

議長。

○松浦議長

6番 川角一郎君。

○川角議員

ただいま答弁をいただいたわけですが、かような施設に関

しましては、非常に多くの財源が必要ということは十分認識できるわけですが、先ほどから言いますように、非常にその学校というところは子どもが勉学に励むということでは、安心してそして環境のいいところというのがやはり主体でございますので、さっきありましたが、今後長期的な展望に立って一つ検討するということではあるわけではございますが、これをさっき教育長の方からあつたんですが、検討するということですが、年次計画大まかな計画ですね、ここらについて、やはりある程度見通しを立てておく必要があるのではないかと、というふうに思うわけですね。ただ検討をつけるということだけでは、非常にそこらが十分ではないんじゃないかというふうに思いますので、耐震性の問題はさっきありましたように、非常にこれもですね、新聞等で見えますと地震等で災害が多いところほど、やはりそのことは十分な取り組みがされておると。で地震が余り来ないところほどですね、この対応が遅れておるといふような状況が生まれておりますので、ここもある程度は改修されたというようには思うわけですが、できるものから一つずつ片をつけて安全性を確保していくということについてですね、もう少しこうさっきの検討というのをですね、その年度といいますかどういふふうな計画を立てて、どうしていくんだという明解な一つの答弁を求めるものでございます。

それから市長さんの答弁の中で、延滞債権につきましての徴収方法でございますが、現在の状況から見るとさっき言いましたように本部、滞納の整理をしていく上で、増元本部長を中心に取り組んではおられるわけではございますが、現実にそのために1年を通して減っておるのか、で18年がまだ決算が認定されておられませんので、18年の状況についてはわからないわけではございますが、19年度の予算の状況を見た中ではですね、どうもそこらが十分機能しておるのかどうかと、片一方では一生懸命夜昼ですね、徴収事務に没頭し出かけておるけども片一方、その現年度分の徴収というのがそれを上回ったんではですね、いつまで経ってもこの事業というのはあるいはその滞納の解消というのがですね、非常に困難な事業だろうと。いかにその現年度分を発生をさせないかという対策が、ここに来て非常に大事なことはないかと。そこらがですね、今の体制で十分なんかどうかということの一つもう少しですね、聞かせていただきたいと。それで今後の具体的に先ほど来10月に改革がやってくんで、そこ中で方法も検討してみたいということはあるんで、そのことは十分理解できるわけなんで、そのこの体制の考え方ですね、そこらをも一つ今の状況とそれから今後の考え方についてももう少しですね、具体的な答弁がいただければというふうに思います。

昨日もある書物を見ておりましたら他市においてはですね、もう滞納整理管理課というのを設けてですね、一応そこでは賦課するところは賦課するところ、そして徴収、滞納整理というのは、管理課をつく

ってそこで一括管理をしておると、それは税金を含めて税金とそれから住宅資金等々いろんなものがありますが、そこらを一体化して十分なその徴収ノウハウを持った者が、それに当たっていくということをやらないとですね、なかなかそこらが解決つかないのではないかと。ただやはりあの行政でございますので、他の金融機関ならすぐ差し押さえとかいろんな方法、手を打って出るわけですが、やはり住民の方から見ても行政という甘さというのものもあるのではないかと。中にはですね聞いておりますが、昨年あたりは自動車税あたりは車止めをセットして、これによって滞納整理をしたというふうなこの我が市でもかなり具体的なですね、方法を取られておるわけでございますが、やはり毅然とした一つの対応で望まないと、この滞納整理というのは非常に職員にとっては、大きな荷物ではございますが避けて通れない問題だろうと。まだまだこれからもこの増加というは、減ってくるという要素が少ないというふうに思うわけございまして、また保育料にいたしましてもこの間の新聞では、他市では貯金口座をもうこれを担保にしたというふうなところまで、非常にきついですね施策も取りながらどこの市もですね、これについてはいろいろと苦慮されておるということがありますので、我が市でもぜひですね、今までの体制で十分ならいいんですが、見たところではそうではないと、まだまだ改善の余地があるんじゃないかというふうに思いますので、そこらの考えが具体的なものがあればですね、ひとつお聞かせをいただきたいというふうに思います。

以上です。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

それでは自席にて先ほどの再質問にお答えをしたいと思います。

最初に答弁いたしましたように、学校等の改修につきましてはですね、優先度調査をさせていただいております。それに基づいて先ほど答弁させてもらいましたように、第3次地震防災緊急事業5カ年計画というのを県の方へ出すわけでありまして。その出したことについては、2分の1の補助をしますよということがありますので、やはり補正率が高い方をこっちは取りたいわけでございますから、そういう計画を出しておりますが、それは優先度調査で一番最初に優先度の高い吉田小学校と吉田中学校、向原中学校、甲田中学校、小田東小学校、向原小学校の順番にですね、一応出させてもらっております。それを財政当局と協議をしながらですね、23年度以降に実施を進めていきたいというような計画を持っておるということでございます。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

滞納の問題については非常に我々も苦慮をしておるわけございま

す。やはりご指摘のようにもう少し体制をですね、整理をせにゃあいけんのんじゃないかとかこういうことも考えておりました、そこらは増元副市長が滞納整理対策本部の本部長でありますので、そちらからもうちちょっと詳しい様子を報告をさせていただきます。

○松浦議長

それでは答弁を求めます。

副市長 増元正信君。

○増元副市長

合併来3年間徴収事務ということで、取り組んでまいりました。その中で飛躍的な効果というものは、出ておらないかもわかりませんが、一進一退職員の努力によって、現状があるというふうに思っておりますし、現状の分析につきましては議員ご指摘のとおりでございます。

税におきましては法的な処分の強化ということで、17年度の差し押さえ件数は21件でございますが、18年度の実績とすれば42件の差し押さえの執行を行っておると、あるいは水道等におきましても約700件の給水停止予告を行い、そのうち実際に100件の給水停止を行っておると、そういう地道な取り組みを重ねておるところでございます。その中でご指摘のとおり、18年度の実績等につきましても出納閉鎖を経過いたしましたので、数字的な実績は出てきております。現年度分につきましては、17年度よりも徴収率は向上をいたしております。そして、18年度の現年分の滞納となったものが、19年度当初に繰り越しされるわけでございますが、これが17年度から18年度の繰り越しが1億5000、約でございますががあります。これは税も使用料も全部含めた全体の話でございます。18年度から19年度に繰り越される額が1億3,200万円ということで、約1,800万円の減額ということになっております。そういった地道な取り組みはあるわけではございますけども、18年度当初のいわゆる滞納分と過年度分ということで7億600万円ございました。18年度の現年分が19年度に繰り越されますので、過年度分と合わせまして、19年度のスタートが7億2,300万円ということで、18年度当初よりも1,760万円の増と、これで過年度分がスタートするというようになっております。

ということで努力はしておるけれども、数字的には微増をしておるというのが実態でございます。収納課におきまして4名の職員が法的な措置、あるいは他の法的措置も行っておるわけでございますが、これに加えまして税以外の保育料あるいは他の使用料等々についてもですね、差し押さえの法的な措置を行いたいけれども、現状では原課においては、なかなかできないという実態はあるわけございまして、そういう意味では税と使用料、司法上の債権も含めた差し押さえ等のできる部署ということは、一つの課題だろうというふうに思っております。職員が減少する中でどういう体制を取っていくべきなのかと、そういった中で民間の人材の活用もですね、これは税だけでなしに他

の事務もそうでありますけども、民間の人材等の導入も考えていかざるを得ないのではないかと、10月をにらみながら現在から昨年来から検討をしておるわけでございます。他の自治体の先進例もあるわけで、そこらも参考にしながら現在、担当部、担当課と議論を重ねておるところでございます。

いずれにいたしましても本部長としましても、もう少し踏み込んだ毅然とした対応をですね、市民の皆さんにお示しをするということが必要であろうというふうに思っておりますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

それと今後、行政サービスの制限を行っていく、あるいは債権の管理を一定のルールで行っていくということになりますと、行政サービスの制限条例、あるいは債権管理条例、そういった条例化等もですね、また議会の皆さんともご協議をさせていただいて、制定をしていく必要があるのではなかろうかというふうにも思っておりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

以上です。

○松浦議長

以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問ありますか。

6番 川角一郎君。

○川角議員

それぞれご答弁いただきまして、まず1点、具体的にですね教育長のお考えをお聞かせをいただきたいんですが、第1回目の質問で申し上げましたように、特定して吉田小学校の状況を話したわけでございますが、そのように非常に特別区域災害のですね、都市災害これに指定されながら、そこへ保育所なり幼稚園とあるというのが、教育ゾーンの中へ存在しとるわけでございまして、ここあたりをいつどうこうするということではなくして、教育長の考えの中で、これが果たしてどのように認識をされておるのか、すぐ改修ということには当然いきません。いろんな要素があるわけでございますので、そこらは十分確認できるわけでございますが、考え方としてですね、そのようなことが存在しておることについての一つの認識と言いますか、そこらをお伺いをいたし、そしてさっきの滞納整理につきましては、一応10月を見込んでですね、いろいろと現在を反省しながら、体制を考えていくんだということがございましたので、十分そのことには期待をですね、それが身のある一つの改革になって、滞納が減ることを望むものでございます。これは答弁はいりませんが、教育長の方から一つ答弁をいただきたい。

以上でございます。終わります。

○松浦議長

再々質問の答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

議長。

吉田小学校のことについての教育長としての考え方をということで

ございますが、これは前から吉田小学校の運動場のことも含めましてですね、質問が出ておった内容でございますが、その後危険地域にあたるというようなことがございます。それで耐震の問題を含めましてですね、改修するときには移転も含めましてですね、全体的な検討をしていかざるを得ないというようには思っておりますが、そのためにはですね、そこの吉田小学校だけを考えるというわけにはいかんかもわかりません。それらのことを踏まえて検討をしていかななくてはならないというように思っておるところであります。

以上でございます。

○松 浦 議 長

以上で川角一郎君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

2番 秋田雅朝君。

○秋 田 議 員

議長。

2番、政友会の秋田でございます。通告書に基づき、3点についてお伺いいたします。

まず1点目は、稲を活用したバイオエタノール生産により、農業振興を図ってはどうかということについてでございます。穀物エタノール生産の産業化については、3月定例会で同僚議員が一般質問をされ、自動車用燃料エタノール生産は大規模でないが、一般企業の農業参入に期待できるとの答弁がございました。私は再度、稲を活用した農業振興を図る点にこだわり、この質問をさせていただきます。

世界的に地球温暖化の危機が叫ばれている中で、サトウキビ、トウモロコシを原料とするバイオ燃料の急速な普及は周知のとおりで、アメリカ、ブラジルなどのトウモロコシ生産については、飼料用中心の農業からバイオエタノールを生産するための、新産業に発展した状況にあります。反面、国内本市の畜産農家では、この影響を受け飼料費高騰による、厳しい経営を余儀なくされている現状があり、打開策の必要性を痛感しているところでもあります。国における稲を原料とするバイオ燃料利用の産業化は、まだまだ検討段階であり、取り組み実施に至るまでは期間を要するとは認識しています。

しかし、この提案には、主食の米を転用するのではなく、あくまでも転作田の活用を目指すこと、水田の意義を最大限に引き出すには、稲作が最適であるという観点に立つものがあり、農水省の19年度バイオマス関連予算案の概要でも、バイオ燃料利用促進、バイオ燃料地域利用モデル実証事業等数項目にわたり、予算づけがなされております。また本年4月23日には農水省が岡山市において、中国・四国地区でのバイオ燃料に関する意義や支援策の説明会を開いて、生産拡大に向けて施策の理解を深めたとの報道もありました。また北海道あるいは新潟県では、農水省の事業を活用した取り組みを行っている現状もあり、着実に国の施策展開が広げられている感があります。

本市においてもこの取り組みは、温暖化対策耕作放棄地、遊休農地

の削減策、農外企業の参入推進、農家所得の向上策等につながると思われ、農業振興を図れるのではないかと私は思いますが、安芸高田市の将来展望を考慮した検討、取り組みをなされないかご見解をお伺いいたします。

2点目は、先ほど川角議員が質問されました学力向上について、施策改修の方で質問されましたが、私は国が掲げる教育再生の中で、学校週5日制の廃止について、本市としての対応についてご質問させていただきます。

先般学校週5日制の事実上の廃止が報道されました。これはゆとり教育見直し策としての提言、学力向上を目指し、授業時数10%増を図るの中の、夏休み等の短縮、朝の15分授業、40分授業による7時間の実施など、授業時間設定などを各学校の裁量で進め、学校週5日制を基本としつつ、教育委員会、学校の裁量で必要に応じ、土曜日に授業、発展学習、補充授業あるいは総合的な学習の時間等、行えるようにし、平成19年度中に学習指導要領などの改訂を行うという、教育再生会議の第2次報告によるものと認識しています。また学校週5日制については、子どもたちがゆとりのある生活の中で、個性を生かしながら豊かな自己実現を図ることを目指し、1992年から土曜日が月1回休みとなるなど、段階的に実施をなされ、2002年4月から完全実施に移行という経緯があります。

そうした流れを踏まえて、土曜日の授業を再開という展開の中で、教育委員会、学校の裁量でとの文言を受け、本市はどう対応されるのか、授業時間、勤務日数を考慮した教職員の対応、学力向上対策だけの施策なのか等、これについて課題はないかなど、教育長のご所見をお伺いいたします。

3点目は、安芸高田市内3つのB&G海洋センターの使用時間、利用料金についてでございます。スポーツ振興施設使用料の変更については、3月の第4回文教厚生常任委員会で報告を受け、合併後の経過措置として、旧町の施設使用料を3年間適用していたものを、安芸高田市の施設使用料を適用するための使用料が、変更となることでした。使用料の変更は、受益者負担、負担公平の原則から適正な設定が必要と認識しております。

安芸高田市B&G海洋センター設置及び管理条例では、一般の使用時間、利用料金は9時から13時、13時から17時、17時から21時30分が、それぞれ各2,000円となっております。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、利用料金の減額または免除することができるとしております。しかし、市民の健全なスポーツ、レクリエーションの実践・普及を図るという設置目的から幅広い、より多くの市民の利用を考えると、使用時間の区分について、変更できるものがあればそれを強く望むものであります。例えば17時から21時30分の使用時間区分を考えてみますと、平日であれば一般市民の17時か

らの利用は難しい面があり、これを19時30分から21時30分にすると、利用者にとってはより有効的となり、これに伴い利用料金も4時間2,000円から2時間1,000円とすると、より経済的になると私は考えます。7月1日からの適用と伺っておりますが、変更を強く望み、ご見解をお伺いいたします。

以上3点についてお伺いいたし、再質問がある場合には、自席で行わせていただきます。

○松浦議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 ただいまの秋田議員のご質問にお答えします。

まず、稲を活用したバイオエタノール生産による農業振興についてのお尋ねでございます。20世紀に入ってから急激な近代化により、石油を初めとする化石燃料枯渇への懸念や、地球温暖化への懸念が高まっておるところでございます。

農林水産省では、国内のガソリン消費量の10%にあたります600万キロリットルのバイオエタノール燃料の生産を目標にし、5年後までに5万キロリットルの生産体制を整備する方針で、原料として輸入古米を充てる計画があるようでございます。

この輸入古米とは、ミニマムアクセス米ですが、その在庫は200万トンにも達し、年間保管経費は200億円といわれております。バイオエタノール原料米への転用によって、年間保管経費と在庫を削減する計画であります。売り渡し価格は買い入れ価格を大きく下回る見込みとでございます。

このように、バイオエタノール原料米としての需要は見込まれているわけですが、国産米で考えますと、世界トップクラスの高コスト米を原料とすることや、発酵技術が確立されていないこと、世界人口の10%に迫る栄養不良人口が、世界に存在する中での食料の燃料への転用等、課題は多いと考えております。今後とも、国の動向等を注視しながら、情報収集に努めてまいりたいと思っております。

なお、次の項の学校週5日制廃止の問題、またB&G海洋センターの使用時間、利用料については教育長の方から答弁をいたします。

○松浦議長 引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 はい、議長。

ただいまの秋田議員の学校週5日制の廃止についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご質問のように本年6月1日付で、教育再生会議より第2次報告が示され、学力向上策、徳育の充実、教育の財政基盤のあり方等について、新たな提言がなされました。

中でも、学力向上に向けて、授業時数10%増を図ることについて、学校週5日制を基本としつつ、教育委員会、学校の裁量で必要に応じ、

土曜日に発展学習、補充学習、総合的な学習の時間等を行えるようにすると具体的な対応が示されております。

しかしながら、この提言に対しまして、伊吹文部科学大臣は5月29日の大臣会見におきまして、現行法制上できるかどうかわからないと回答するなど、見通しは大変不透明でございます。したがって、教育委員会としても、学習指導要領が未改訂の現段階では、土曜日の授業の実施を学校へ指導することは考えてはおりません。ただ知っていただきたいのは、授業時数の確保ができないというような場合には、長期休業中でも授業をしてもいいですよと、また補充学習等で必要があれば、長期休業中に授業を行ってもいいですよと、いうことについては指導はしております。なお、単に授業時数を増やせば学力が向上するといった短絡的なものではなく、むしろ、一人ひとりに応じたきめ細やかなわかりやすく魅力的な授業を提供するなど、質的な向上を目指すべきだと考えております。教育委員会といたしましても、授業力向上のための指導・支援を積極的に行っているところでございます。

なお、安芸高田市の場合には、広島県の教育委員会からエキスパート教員、授業力の非常に優秀な教員として、1名が推挙されておりますし、安芸高田市教育委員会といたしましても、自主的に指導力向上推進員として5名を推薦をし、それぞれの各学校で授業研修をするときに、このような先生方の授業を参考にしながら、頑張っていたいただきたいというような指導をしておるところであります。

次、学校週5日制ということでございますが、この趣旨は、学校、家庭、地域社会の役割を明確にし、それぞれが協力して豊かな社会体験や自然体験などの様々な活動の機会を子どもたちに提供し、みずから学び考える力や豊かな人間性を育むことをねらいとして、平成14年度から実施されております。

子どもたちが、全人格的に健やかな成長を遂げるためにも、豊かな体験は不可欠であり、自然体験など豊富な子どもほど、道徳観や正義感が身についているという調査結果も出ており、この学校週5日制創設の意義を再認識し、社会総がかりで教育に当たる、いわゆる協力の協に育てるを今後とも安芸高田市教育委員会として、押し進めていきたいと考えております。ご支援のほどを賜りたいと存じます。

以上でございます。

失礼しました。答弁漏れがございました。

次に安芸高田市B&G海洋センターの使用時間、利用料金についてのご質問にお答えをいたします。安芸高田市B&G海洋センター設置管理条例第11条の第1項及び第2項により、利用料金は別表に定める使用時間区分の金額の範囲内で、類似施設との均衡等を考慮し、指定管理者が定めることとなっておりますが、指定管理者業務仕様書の利用料金の徴収の項目において、施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、あらかじめ市の承認を受けて割引料金等を設定す

ることができる。となっておりまして、条例改正を行わないで利用実態に合わせた、利用料金の対応は可能であると考えますが、指定管理者の経営に影響を及ぼすことが懸念されますので、今後、指定管理者と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

したがって再質問については再開後、お受けいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

時間が参りましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番 秋田君の再質問の質疑を許します。

2番 秋田雅朝君。

○秋田議員

はい。

お昼の時間をいただいたんで、少し質問を考えてみましたが、まず市長答弁でバイオ燃料の方の答弁をいただきました。これは失礼な言い方になるかも知れませんが、国の施策の説明をいただきまして、国も5年先の数値目標とかを立てておられて、承知いたしておりますが、まず市長さんの最後の答弁は国産米で考えると、当然課題が多く、それから国の動向を注視しながら検討していくということでございました。

私これを質問させていただいたのは、やはり何と云っても、農業の将来展望を考えた上でのまず質問と自負いたしております。と申しますのも私も今まで農業振興施策については、例えば耕作放棄地の解消はどうするのかとか、あるいは企業の農外企業の参入はどうかとか、いろいろそういった部分で質問させていただいてきましたけれども、なかなか農業に関して目に見えた施策で、就農塾等の取り組みはなされていますし、ステップアップ講座等、進化されていると思うんですけども、なかなか目に見えた取り組みというのは見えないと思うんです。

このバイオ燃料を稲を活用したバイオ燃料で考えてみますと、結構ある意味当てはまるような気がいたします。と申しますのも、これは第1にやっぱり環境問題から入っていくわけで、環境問題は本市においても地球温暖化対策実行計画等もつくられておられますし、この中で直接バイオ燃料のことではないかも知れませんが、公用車の二酸化炭素削減率5%等もここには記入されていますし、そうした中で取り組みをされているという、しなければいけないという認識のもとで温暖化対策の一端にもなりますし、先ほど申しましたこの稲を利用してですね、これが飯米とか酒米とかの、またうわの減反政

策における転作田を利用した取り組みになりますと、もっと開けた生産について、開けたような展開になっていくんじゃないかというような気がいたします。それはどういうことかと言いますと、生産から販売まで考えれば相当な期間がいる、あるいは調査研究等をしていかなければ、ここで取り組むとかいう問題ではないかもわかりませんが、しかし将来展望という観点で考えたら、今何かを始めていかないと展望は私は望めないと思います。

そうした意味でこのことは政府もいろんな農林水産省だけで見ても、かなり今年度は予算づけをなされております。調査とか研究とかに頑張ってみたらどうかというような予算づけをなされていますので、こうしたものをしっかり活用してって、取り組みを5年あるいは10年先を考えた展望での取り組みをなされてはどうか、ということで質問をさせていただきました。

そこでこの点について再度質問させていただくのは、今検討されていることがどんなことを検討されているか、それ以前にこれを取り組めるのか、本市として取り組めるのか、あるいは取り組んでいこうとされているのか、あるいはこうした状況の中で、先ほど説明会等の岡山の説明会等のことも言わせていただきましたけども、そういったところへの参加とかで、研究されているかどうかということも再度お聞きしたいと思います。

それから教育長さんの答弁では、文部科学大臣が将来は先行き不透明だということ考えたときに、そのことを受けてというよりも本市としてはその完全週5日制ですか、に取り組みはしないんだということも答弁されたわけですが、私もこの質問をするときにはやはり新聞に大きく報道されましたので、それを見た方がやはりどうなるんじゃないだろうか、というようなことが当然出てくるわけですね。これは今決まった施策でもないし、教育再生会議がすべてではないということも伺いましたし、そういうことを考慮しますとまだまだ不透明ではあります。ところが一番懸念したのは、これは教育でございますので、いきなり180度転換とかいう形になるものではないし、本市においてはエキスパート教員等の説明もいただいたり、学力向上については、私は文教厚生委員会でも結果報告をいただいておりますけども、向上しているんだということは伺っております。ところが今回の教育再生会議でうたっておられるのは、教育の内容を少し教科書の分量を増やして、質を高めるとかいうような具体的なども入っておりますので、これが学習指導要領などの回答になると変わってきて、そこらあたりの対応が課題になってくるんだと思うんですね。

そうすると教員の対応は当然そういう、今までも指導力のこととか資質向上とか言われましたけども、それは十分対応されていると思いますが、教員の立場に立ったときにですね、やはり仕事量が増えているということは、本当は心にゆとりがだんだんなくなってきて、その

ことが教育にも出てくるという観点で考えますので、そうしたことがないようにしなければいけないし、一点教育長さんがおっしゃったのが、市内各学校にばらつきが出たときには、土曜日はやるかもわからないというような答弁だったように思うんですけども、そうでなかったら後で訂正をしていただきたいと思いますと思うんですが、そういうばらつきがあってはいけないので、なおさらそこらあたりはきちんとした、本市としての統一したものを持っていただきたいと思いますというところがあるので、そのあたりも再度ご答弁いただけたらと思います。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ご指摘のバイオエタノールの問題については、今世界的な問題になっておりまして、これのバイオエタノールが増えれば必ず食料が減るという、そのとばっちりがかかるということであろうかと思えます。

ご存知のように日本の食糧自給率というのは4割しかないということなんで、今後そのバイオエタノールが増えることによって私は、食料に一番こたえるんじゃないかとそういう心配があるわけなんで、日本の農地というのは今荒れた農地が随分ございますが、そういうものは大事に今しておかにはあいいけんのんじゃないか、とこういう気がするわけでございます。

BSEがアメリカで発生しただけで、オーストラリアの肉が日本向けが10倍になったというような状況もあるわけでありまして、今もうオーストラリアでは日本向けの霜降りの肉を、どのようにしてつくるかということが大きな課題、ところがオーストラリアがご存知のように、広い耕地へバイオの原料を植えていくということになると、またここもどうなるかわからんという問題もございまして、また後ほど担当部長から話をしたいと思いますが、今国で課題になつとるのは何としてもその輸入古米を何とか処理せにやあいいけん、少々金がかかっても処理せにやあいいけんという問題があるので、これを利用したらどうかという今一つの案があるようでございます。

今後日本の農業の中で、その遊休地と耕作放棄地をどのように活用するかというのも、この問題とまた絡んでくると思います。そこら具体的な今動きがあれば、また担当部長の方からお話をしていきたいというように思います。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

それでは先ほどの再質問にお答えをしたいと思います。

私は答弁のときに土曜日の授業等でばらつきがあった場合に統一すると、いうことについては言及はしておりません。ただ授業時数が足らなかった場合には土曜日に授業をすることもありますと、あれから長期休業中でも授業することがございますと、いうようにお答えをしたわけでありまして、ただ学習指導要領が変わりましてですね、時間

数も変わってくるということになりますと、週40時間という教員の勤務時間という一つの制限がございますので、それをどうやっていくかということについては、伊吹文部大臣も教育再生会議が言うたからはいはいそうですね、という簡単にですね、実際に教育の事務を担当しとる大臣としては言わないだろうと、当然だろうと私も思っております。それだけの条件整備はしておかないと土曜日にやるのは、非常勤講師を雇えばいいじゃないかという、そう簡単なものではないと思うんですね。教育というのは、やはり一貫性、継続性ということも必要でございますし、特に小学校は学級担任制ということで、子どもの育ちをつないでいくと、そして教育をつないでいくということがありますから、そうそう簡単にはいかないだろうとこのように思います。

ただ、教員の仕事量が増えるんじゃないかという、教科書が中身が増えますと仕事量も増えるだろうと、これは私は当然だろうと思うわけでありまして。それはどういうふうにしてカバーするかわかると、指導する内容が増えたら、当然時間数も増えてこないと読んだだけでですね、はい次の頁というようなことでは、子どもに学力が定着するということまではいかないだろうと、こう思うんであります。だから10%ぐらい増加するというのは、教科によって増えるということの一つはあるでしょう。

もう一つは全体として増えるということがあるんじゃないかなというように思いますが、そうするとどこかの時間数を削るということが考えられるんです。それは総合的な学習の時間ということで、ある程度学校の裁量に任されております、その時間を削るということになるんじゃないかなというようにも思います。

長くなるかもわかりませんが、先般全国都市局長会議へ行きましたけれども、その中で初等中等教育局の教育企画課の課長補佐は、学校週5日制についてもやめるということについては考えていないと、いうように私たちの方へ明言をいたしました。さて、そのことがどうなるかはわかりませんが、都市教育長会全国の集まるとる都市教育長会の中で、そのように明言されたということは、当分変わらんんじゃないかなというようにも思っております。

以上でございます。

○松浦議長

続いて答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

バイオエタノールの件についてでございますが、ご存知のようにバイオエタノールの原料となりますものは、先ほどご質問の中にもございましたように、資源作物トウモロコシ、稲、麦等がございます。さらには廃棄物系のバイオあるいはミリオのバイオ等の原料が検討されております。ご質問をいただいておりますように、中山間地域の本市といたしましては、ご質問のありました稲を活用した、バイオ燃料と原料ということについてで、市としては遊休地の有効活用の面におい

てはですね、非常に有効的な作物であろうというふうに考えております。で、この稲を活用したバイオエタノールの現在の状況につきましては、議員のご意見のあったように、今年度初めてプロジェクトチームが立ち上げになったというような状況でございます。

先ほど申し上げましたように、稲を活用した原料ということになりますと、現在の生産調整の転作田への活用でありますとか、先ほど申し上げました遊休地の活用といったことで、当然土地利用の面からも非常に有効的であろうというふうにも考えますし、本市のような、なかなか転作作物の振興が難しい状況の中にあるとしましては、これが実用化に向けた動きになればですね、非常に農家所得の向上にもつながっていくというふうにも考えております。

現在の段階では、このバイオ関係についての取り組みは具体的なものはございませんが、いずれにしてもバイオ関係の事業を着手するということとなりますと、昨年もお質問をいただいておりますが、このバイオマスのタウン構想でありますとか、新エネルギーの計画策定が必要になってまいります。そういったところについても昨年来、それぞれ関係機関と連携をとりながらですね、情報収集等は常に行っておるという状況でございますが、まだ具体的な取り組みというようなところには、至っていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○松浦議長

再質問の答弁を終わります。

再々質問ありますか。

以上で秋田雅朝君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

11番 藤井昌之君。

○藤井議員

はい、11番。

公明党の藤井昌之でございます。私は通告しております水道事業について、お伺いいたします。質問は簡潔にさせていただきます。答弁の方も明確にお願いしたいと思います。

私たち市民が日常生活をしていく上で、最も必要とされているのが水であるということは、言うまでもございません。安芸高田市が合併をして4年目、旧町が取り組んできたそれぞれの事業を推進しておりますけれども、この水道事業もその限りではございません。しかし、国から認可を受けている給水計画地域で、いまだに未整備の地域があります。市民が平等で安心して安全な水を早く供給していくことが、行政の責務であると考えられますが、今後の計画についてお伺いをいたします。

また、給水計画地域で整備が遅れる場合、飲料水であるとか生活用水の確保のためのボーリング掘削費であるとか、水質検査の補助制度を確立すべきであると考えますが、この点についてもお伺いをいたします。

次に未給水地域では、井戸水の確保には大変苦慮しているというのが現実でございます。ボーリングで得た井戸水を汲み上げるためには、給水ポンプというのは必要不可欠な備品でございます。したがって、給水ポンプの購入時におきましても、補助制度を確立すべきであると考えますが、お伺いいたします。

最後に水道事業にもいくつかの事業を得て、推進しておりますが、市民としては同じ水であるという認識でございます。そういった中で、当初から言われております、水道料金の統一、これはいつ行われるのかお伺いいたします。

また、サービスは広く大きく、負担は小さくという基本から、どのように料金設定を考えておられるのか、重ねてお伺いいたします。

答弁によりましては、自席にて再質問をさせていただきます。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

はい。ただいまの藤井議員のご質問にお答えをいたします。

現在本市では、水道事業、簡易水道事業、飲料水供給事業により市内の水道整備を行っております。しかしながら、ご指摘のとおり、市内全域がこれらにより整備がされ、給水がされている状況にはなく、計画給水区域となっていない地域もございます。このため、計画給水区域以外の地域につきましては、現在、安芸高田市飲用水供給施設整備補助金交付要綱によりまして補助制度を設けております。これは、新たにボーリング又は掘削方式により水源を整備される場合で、一定の基準を満たし1施設当たりの経費が10万円以上のものに対し、その経費の一部を補助するものでございます。なお、補助率は50%で補助金の限度額は70万円でございます。また、計画給水区域であっても、未給水の地域については補助が必要ではないか、というご指摘でございますが、この補助制度は基本的には、給水区域外を対象としております。

しかしながら、給水区域計画内であっても整備が相当の期間できそうにない地域については、補助の対象とする必要もあるという考えを持っておるところでございます。ただ、ご質問の給水ポンプの購入費については、この制度が市単独の事業であり、直接の水源確保の費用と水質検査の費用など、必要最小限のものを補助対象としていることから、現在、補助対象として考えていない状況でございます。ご理解を賜りたいと思います。

次に水道料金の統一についてでございますが、合併協定では、使用料については、当面現行どおりとし、新市において経営分析を行い調整するということになっております。そのため平成17年度、18年度の2カ年で中期経営計画の策定を行いました。これを受け、本年度から具体的な使用料の統一に向けての作業に取り掛かることにしてお

ります。平成21年度を目標に、一定の統一を図るよう考えているところでございます。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

11番 藤井昌之君。

○藤井議員

ただいまの市長からの答弁をいただきましたけども、給水計画地域についても長期に整備ができない場合には、計画地域外の飲用水供給施設整備補助金交付要綱ですか、これに基づいて補助金をという答弁でございました。この要綱を変更してですね、給水計画地域については早急にですね、私は補助金制度を確立すべきだろうとこのように考えております。

甲田地域につきましては、火の谷、深瀬、山田地域、吉田町につきましては、印内地域というのが計画地域の中で、まだ未整備の地域でございまして、印内につきましては、私も旧吉田町時代からいろいろと関わりを持ちまして、いろいろ地元との協議をされているということも行っておりますけども、要はこの当初の国に対して申請を行うわけでございますが、それを受けて認可を受けて事業採択ということで、事業が推進されていく。しかしこういったまだ未整備の地域につきましては、やはりもう少し早く行政として手を打つべきであろうと、このように思うわけでございます。その国に申請するときのいわゆる見通しが甘かったというのか、また設計ミスであるというようなことにもつながってこようかと思えます。この設計ミスということにつきましては、浮かび上がるのが耐震偽装という設計ミスがございまして、今なおもいつ地震が来てマンションが崩壊するかわからないと、いう不安の中で生活をされている方もいらっしゃいますし、またマンションを建て替えて、二重ローンという苦しみの中で生活をされてる方もいらっしゃいます。こういった耐震偽装と水道事業とは中身は違うわけでございますが、住民のそういう不安というのは、私は同じだろうとこのように思うわけでございます。したがって、早くそういった見直しをして、水源確保のために私はきちっと行政の役割としてですね、いち早く補助金制度を確立すべきであると、このように思います。

したがって再度お伺いいたしますけれども、時期としてですね、いつ頃この交付金要綱を変更してですね、給水計画地域内の未整備の地域に対してもいつこの制度を用いるのか、ということをお伺いするものでございます。

さらにいつからということでございますが、これもですね、いわゆる給水計画地域が認可されて、今まで長い年月がかかっております。その間に水源を確保するためにボーリングをして、水源を確保したというこういう事例もあるわけでございます。したがってその線引きをどこにするのか、これからいわゆる要綱を変更して取り組んでも、さかのぼってそこらまで補助が出せるのかどうか、という部分について

もお伺いしたいと思います。

2点目の給水ポンプでございますが、これは単市の単独事業となるわけでございます。これもですね、いわゆる今年から税の改正が行われまして、国税と言われております所得税ですね、これが引き下げられて、1月から引き下げられたわけです。この6月からは地方税である住民税が引き上げられた。この1月から6月という期間もございしますが、住民にとってはそうプラスマイナスということで、税に対する負担は余りないと思います。しかし、定率減税が廃止されたのでその分はあるわけでございますけれども、いわゆるこの税の改正によって、国税と地方税のプラスマイナスゼロということでは私はないと思うんですね。国税を引き下げて地方税が上げられるということは、地方自治体の権限が私は拡大されているんだと、そして住民のニーズに合ったそういう施策というものが、きめ細かな諸策というものが私は拡充していくべきであると、ここにいわゆる税の改正の意味合いがあると思うんですね。

今申し上げました水道事業に関しては、それぞれ地域の格差というものがありまして、その格差をなくしていくことが私はきめ細かな行政のこれからの取り組みであろうと、したがって、単市の補助事業であってもですね、そういった住民のニーズにこたえていく、そしてそういう格差をなくしていく全体で協力し合っていくということが、私は市長が申し上げている協働のまちづくりに、私は相通じていくのではないかと、このように思うわけでございますので、その点についても再度ご答弁をいただきたいと思います。

したがって、水道料金のここの統一化でございますけれども、市長は今21年に統一ということをご答弁されましたけれども、行政改革集中プランの中で平成20年に統一ということが言われております。したがって今の市長の答弁では21年ということでございますので、1年延びるのかどうか、延びるということであれば、集中改革プランの中で掲げられている料金の統一、平成20年というのはどう整理していくのか、いうことについてですね再度質問をさせていただきます。

○松 浦 議 長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

水道問題についてはですね、これは私の今までの考え方も交えて、ちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、先般全国の簡易水道協会の会議がございました。そのときに全国の事務局長がですね、今簡易水道の普及率が95%までなつたと、ぜひとも100%まで持っていきたいとそういう話をいたしました。私はそれに対してですね、局長さん日本のあと残つとる5%の実態を知つとるんかと言うて、私は厳しく詰め寄りました。それはほとんどが中山間地で家がばらばらある、畝谷越えて行かにはやあいけんところがある、それへもって行って簡易水道を敷いてしたら、何ぼかかるんかわかるんか、というて事

務局長へ私は言うたんですが、事務局長も私も東京へおるんで実態がわかりませんと、そがあなことを言うけーその東京へおる人間がね、地方の実態がわからんのんだと、そういう話をついこの間です、いたしました。

したがって今残っとるところはですね、これは上水道も簡易水道も敷けない、無理に敷いて敷けんことはないですが、これは財政がパンクします。そういう地帯が残っておるということでございます。したがってそういうところをそのどのようにして救うていくかという制度が、この単市の補助金であるわけでありまして。

ことの起こりというのはもともと平成6年にですね、今から13年前になると思いますが、大干ばつのときがあったわけですね、もう井戸、もらい水して歩かにはあけんようなときがあったんです。そのときに私は、比婆郡と双三郡と高田郡の町長も一部おったと思うんですが、そのときに比婆郡の一部にこれはかなわんようになったけー、単町でボーリングせーと、ボーリングしたら補助金を出してやるという制度をつくったんじゃあいうのをね、平成6年のときにたまたま聞かせてもらいました。そういうことでそれならうちの方もやろうと、ということで水道計画のあるところは別ですが、計画のないところは単町で補助金を出すからボーリングをしてくださいと。あの1件家でボーリングすりゃあですね、鉛筆の先ぐらいの水が出てタンク据えときゃあ、結構しやあないんです。ですからその方が簡易水道を畝谷越えてですね、敷くことを思やあ本当に安くつくつと、ということで取りついたわけでございますが、その制度が今引き継がれて安芸高田市に残っておると、こういうことでありまして、ご指摘のような景気のええ時代にゃあですね、少々無理しても高くついても簡易水道とか上水を計画をしたんです。したんですが、今のように財政が苦しくなると、これをどうしても見直さざるを得んところということで、先ほどご指摘のような甲田町の火の谷がまだここらまでですね、簡易水道を敷いたらそりゃあ財政が持ちません。市の財政は。そういうことでこのボーリングを利用させていただきたいと、こういうことであります。

現在美土里町の横田地区でですね、簡水を計画をしておりますが、これももう美土里町時代から水源がない水源がない、ようやく水源を探したらはるかに遠くから引いてこにゃあけんという問題がありますんで、これも本当に水のない県道筋を重点的にやりながら、ほかな地域についてはもうボーリングでやった方が安うつくつと、こういう問題がありますので、そこらの変更もしていきたいと、このように今考えておるところでありまして、やはり景気のええ時代の行政の計画と、今はもう全く違いますんで、発想もその変えてこにゃあけんということがあると思えますんで、この制度は今後とも充実をしていく必要があると思えますし、それを上水道でも下水道でも同じです。

この間も計算をちょっとしたら、いわゆる農業集落排水でやったら

大体1戸当たり500万から600万費用がかかるんです。それよりか合併浄化槽をやったら100万円で済むじゃないか、誰が考えてもすぐわかることだとそういう話もね、内部でもしたんですが、今上水にしても下水にしても計画変更をせにゃあいけんという問題があるんですね一部。この計画変更が非常に難しい。これは結局役人の縄張り争いということなんですね。それは合併浄化槽は昔の厚生省と今の環境省ですかいね。それから特環と公共下水は建設省、それから飲雑用水供給事業いうんですか、これは農林省。いろいろそういう制度がありますし、その農林省の制度もあるということで、今担当が一番苦労しておるのはですね、計画変更の許可を取るのに、大変苦労しておるといのが実態でございますが、今、藤井議員おっしゃったとおりですね、今の時代に合ったようなやっばり見直しをする時期に来ておると、このように私は考えておまして、それぞれ担当職員ともそこらも今詰めておるところでございますので、ひとつ、この間も簡易水道の予算をつこうてくれい言うて、県から来たようなことですね、断れい言うて言ったんですね、そりゃあ県の役人も国の役人も自分のことしか考えておらんと。じゃけーやっばり自分のことは自分で考えにゃあね、ええことにはならんということでもありますので、そこらひとつ自治体に合ったように、今後一番の市の問題点、財政の足を引っ張るのは上水と下水の問題でございますし、上水下水のその料金の統一という問題がですね、今後大きな課題になっております。

今でも10億ぐらいは上水下水、一般会計から持ち出しをしておりますが、これをやりよったんじゃ本会計がパンクするという問題がありますので、そこらは今後ともご指摘のように十分に注意しながらやっていきたいと、ちょっと私の私見を交えての答弁になりましたが、私はそのように考えて今からやっていけばというように考えております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、要綱改定等についてのご質問がございましたが、現在の要綱の中で、この補助事業はいわゆる飲用水が不足する地区というところを対象としていると、これはあくまでも簡易水道あるいは上水道、飲料水供給施設等の区域以外が飲用水の不足する地区ということでございますが、その規定の2項に前項の規定にかかる特別な理由があると、市長が認めた場合は、この限りでないという要綱がございますので、これらを内部で精査しながら、先ほど市長の方からご答弁ございましたことについての、対応を検討させていただきたいというふうに思っております。

また、これまでに確保されたものに対してということも、この要綱が実は合併前は高宮町で制度化されたものを、新市に引き継ぎをさせ

ていただいたものでございます。新市になりまして以降についての対応については、今の特別な対応をといるところも含めてですね、少し内部でよく協議をさせていただければというふうに思っているところでもあります。

またポンプにつきましても、先ほど市長の方から話がありましたように、単独の市の事業でございますので、十分そこらまでできないということもございますし、本来水道で整備を全市をすればいいんですが、なかなかそういう状況になれないと、そういう中で水道施設でやっていただいた場合は、使用料等をお支払いをいただくとかいうこともございますが、補助事業の場合は一応打ち切り補助ではございますが、その後については自前の方でやっていただくようなことも緩和して、現時点ではポンプあるいは貯水槽等へは、補助対象とさせていただいてないというのが現状でございます。

それと料金の統一でございますが、今の集中改革プラン等では、20年度ということで掲げをさせていただいております。我々の方でそのことについて、目標については当然それに合わせていくということで、今取り組みをさせていただいておりますが、実はご承知のように本市の水道事業、いわゆる公営企業の水道が吉田、甲田あと簡易水道が吉田、八千代、美土里、高宮で2地区、また、3地区でございます。甲田、向原あるいは飲用水供給施設が2地区ということで、非常にそれぞれの旧町時代あるいは給水区域によって料金体系が異なっております。月20立米の平均でいいますと、2,700円これは税抜きでございますが、2,700円くらいから4,100円くらいの大きなばらつきがございます。

いずれにしましても統一を図るということになれば、これを一本化するというのが原則でございますので、当面20年度に向けて、今これ我々事務レベルでの考えでございますが、上水道等を統一させていただいて、簡易水道等のものを調節するとかいうような形でいけないだろうか、今年度そこらについても調整をさせていただきたいというふうに思っているところでございますが、最終的には21年度にはどうしても統一をするということで、少し改革プランより1年ほどずれておるいうご指摘でございますが、極力早い統一に向けて、頑張っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○松 浦 議 長

以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問ありますか。

11番 藤井昌之君。

○藤 井 議 員

この水道事業につきましては、児玉市長いろいろと町長時代にもご苦労された経験の中から、こういった交付金要綱というのでもできておりますし、さらに計画した地域のその変更というの、答弁がありま

したように非常に難しい、さらに管の敷設工事をしていくということになれば、費用対効果というものがどうなのか、ということもよくご存知でありますし、私もそういった部分については理解ができるわけでございます。しかし、簡易水道なり上水なり整備地域で、供給されている住民にとりましては、水質検査もしっかりやられてですね、安全安心な水が確保できてるわけですね、しかし未給水地域につきましては、先ほども市長の話の中に平成6年、干ばつがあつてということもございます。さらには災害によるいろんな条件の中で復活ということもあるわけです。そういった水質もですね、果たして市が供給している水とですね、比べてみると本当に安全安心して飲める水なのかと、そして永久的にその水源が確保できるのか、というこの不安というものは私は大変大きなものがあると思うんですね。

で、先ほども言われておりますそういう水道事業を展開していく中で、費用対効果ということを考えてときに大変な予算が必要であると、そうなるとその予算のことを考えると、私はこれだけの未給水地域の水源の確保のためによるボーリングまたは水質検査の補助、あえて申し上げました給水ポンプの補助というのは、私は管の施設事業の予算から思えば、私は少ない費用でそういった住民の不安というものが、その補助事業で賄っていけないのではないかとということで、先ほども少し横道にそれましたけども、税の改正によりまして、各自治体がですね、住民サービスの拡大、きめ細やかなそういう施策に私はつながっていくと、それがいわゆる市長が申し上げておられます、協働のまちづくりに私は大きく貢献していくものであらうと、いうふうに思っているわけございまして、そこらあたりの費用対効果を考えると、もう少しそういった未給水地域の住民に対しての補助というものが、拡大されてもいいのではないかとということでございますので、その点についても再度ご答弁をいただきたいと思ひます。

水道料金の統一でございますが、これも大変難しいということは私もよく承知をしております。しかし先ほども申し上げましたように、行政改革集中プランの中で掲げられた目標、20年というのはやはり行政職員が力を合わせて、この目標に最大限の努力をしていくというのが、私は大前提であるところのように考えておりますので、再度そこも合わせて答弁をいただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○松 浦 議 長 ただいまの再々質問に答弁を求めます。

まず、市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長 先ほど来申し上げますように、公費を使った簡水とか公共下水とか、いろいろ簡水とか上水道とかそういうものに比べますとですね、1軒家でボーリングしてやる費用というのは非常に安く上がるんですね、基本は大体150万ぐらいかければボーリングはできるだろうと、まーその半額を補助しようということで始めたのが最初でございまして、

おっしゃるようになりますね、もう少し補助率のアップをですね、ポンプせにゃあいけんですし、もしくは水が少なかったら1トンぐらいの予備タンクもせにゃあいけんという問題もありますし、家までパイプを引っ張らにゃあいけんという問題もあるわけでございますんで、一番安上がりに上がる場所が一番どう言いますか、負担が多いというようなこともあるわけでありまして、この地域一帯というのは、深く掘ればフッ素が必ずついて出るわけなんで、ひどろ深い150メートル200メートルのボーリングはできないわけでありまして。150メートルぐらいなら大体普通の水は、1軒家で使うぐらいの水は大体ちょろちょろでも出てくるというのが、今までの経験であるわけでございますので、そういう点も考慮にしながらご意見は大変貴重なご意見として、また検討させていただきたいとこのように思いますが、何にしても財政の問題がですね、非常に厳しいんですが、一番弱者に一番負担がかかるとるじゃないかという論もあるわけでございますので、そこらをご理解を賜りながらこちらでも検討を加えていきたいと、このように思います。

それから料金の統一の問題ですが、これは非常に難しい問題があるんです。料金格差が地域によって違いますんで、ですからそれから簡易水道も、今度は料金統一せいというような国の指導があるわけでありまして、そこらはどうしてもやらにゃあいけん問題であるわけでありまして、今後できるだけ早くそういう努力をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

これをもって藤井昌之君の質問を終わります。

ここで14時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時55分 休憩

午後 2時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは時間が参りましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、通告がありますので発言を許します。

12番 青原敏治君。

○青原議員

議長。

12番、あきの会青原でございます。通告に基づき質問をいたします。

間もなく梅雨時期に入ろうとしていますが、昨年の災害が起きないことを願っている一人として、発言をさせていただきます。

私は災害対応について、市長並びに関係部長の方から答弁をいただきたいというふうに思います。

昨年9月の大雨による災害は、大きな課題を残したように思います。

まず防災計画書について、お伺いをいたします。防災計画書には、警報が出た場合には、関係部長さんがすぐお集まりをいただいて、対策を練るといふようなことが書いてあります。それがかなり逸脱をしておるんじゃないかというふうに思います。

次に情報の収集にいたしましても、本庁と支所の関係等々が、浮き彫りにされたんじゃないかならうかというふうな思いがしとります。本庁の場合は本部が座つとるわけですから、やはり本部は市全体のことを見据えて、指示を出していくというふうなことを、専念をせにゃあいけないんじゃないかというふうな思いがしとります。この6月19日には、防災会議もあるようになってきます。また防災計画書等々が出てくるんだらうと思うんですが、このことを反映して、どのように改正されたのか、楽しみにしとるところであります。

次に昨年の災害に基づく、本年度の対策についてをお伺いをいたします。ここでは、災害後の対応について伺います。災害を遭われた住民の方にとっては、大変心配があらうかというふうに思っております。その災害はもう来てしまったことについては、しょうがないんですが、その後の対応について、やはり一日も早く直していただきたいというのは、住民の気持ちじゃなからうかと、いうふうな思いがしとります。

そこで災害認定に当たっては、認定をする際の対応について、お伺いをいたします。例えば工事の区分にいたしましても、住民には県だらうか、国だらうか、市だらうかというのは、全くとは言いませぬけど、わからないのが常じゃないかと思っております。やはりそういったことを職員さんが、災害に遭われた方に会われて、懇切丁寧に説明をして、納得をしていただくような方法が取れなかったかなという思いがしとります。

災害現場によっては、全体を把握してないというふうにも思いますし、特に八千代町においては、河川のはんらん、また林道の決壊等々があります。河川のはんらんで樋門頭首工等が決壊がかなりあります。そのために、水がなく耕作を断念された農家があると聞いております。休耕田を少なくするという事は、事とはかけ離れているのではないのでしょうか。頭首工等がたくさんあります、今後どのようにするか、また昨年の復旧ができてないところについては、どのように対応していくのか、これから梅雨に入りますので、また災害が起きないためにも、まだ復旧してないところについては、どのように対応されるのかをお伺いをいたします。

再質問はまた自席でさせていただきます。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

ただいまの青原議員のご質問にお答えをいたします。

市の防災計画につきましては、災害対策基本法の規定に基づき、住民の身体及び財産を災害から守るための事務または業務の大綱を定め

ており、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について、必要な対策を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図ることを目的としております。

この計画は、定期的に検討を加えると同時に、必要な修正については安芸高田市防災会議に諮り、時代や状況に応じて、適宜、行ってまいりたいと思います。この防災会議が余りにも形式的な会議であると、こういうようなご指摘もいただいております。我々もせっかく関係の建設省やら電力会社やら、いろいろな関係機関まで来てもらうのに、ほとんど意味をなさんような防災会議になっておるといご指摘もあるわけでございまして、ここらも今後改善を図っていきたくと思います。6月の19日にやるわけでございますが、担当者がそのことはよく言っておりますので、私も担当者が去年よりかもう少しは、ましな会議を開いてくれるかなというように期待をしておるところでございます。また、庁内体制の整備など具体的な内容については、要領等を定めて、職員に周知徹底を図って、非常時に備えることとしております。

次に昨年の災害に基づく、本年度の対策についてのお尋ねでございますが、まずは昨年の教訓から、初動対応の検証を行い、各支所への応援人員を増やすことによって、災害対策支部機能の強化を図ることといたしました。また、各支所に対しては、毛布、非常食などを含む資機材の配布と補強を行ったところでございます。

昨年の局地的な豪雨は、短時間に200ミリ近い雨量を記録いたしました。建設省によると、300年に一遍の集中豪雨という話も聞いたわけでございますが、このような状況は、今から異常気象が続く中で、いつ起こるかわからないと、こういうような状況でございます。したがって、早めの避難体制の確立が第一であり、安全な避難場所への移動を自助、共助の立場から、自主防災会や地域振興会単位での避難体制の確立を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

このため、本年1月からまちづくり委員会などを通して、それぞれ地域に自主防災組織の設立についてお願いをしており、全部に支援ということは、なかなか難しいわけではありますが、体制の整ったところは、一部には立ち上げの動きがあると聞いております。

なお本年度、土砂災害と洪水を合わせたハザードマップを作成し、各戸に配布することとしております。自分の家や地域が危険箇所該当しているかを再確認していただき、災害に備えるための準備をしていただきたいと考えておるところでございます。

また詳細については、それぞれ担当の方からお答えをいたします。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

先ほど市長さんの方から、こうした防災会議のことにつきましては、概要的にご説明をいただいたというように思っております。当然災害

対策本部設置、このことにつきましては、防災計画につきましては、一応県の防災計画に準じた形の中で、市のそうした防災計画をですね、どのように策定するかということも事前的な協議をさせていただいて、県の方と連携を取らせていただいとということも事実でございます。ただ災害対策基本法に基づく防災計画でございますので、細かい細部にわたりますことにつきましては、付記はいたしませんけども、総括的な形というものにつきましては、そうした法の中で定めをさせていただいておるといってございまして、体制等の問題ということもございまして、やはりこうした今日の気象情報等の異常気象によりまして、局地的な豪雨等の状況というのが、合併後そういう状況を見てきたわけでございます。このこともある程度、年々の経験を生かした形の中でさせていただくわけですが、初動体制のどう言いますか、要領的なものをつくらせていただいております。このことにつきましても、一昨年来の9月のこうした集中豪雨によります形をモデルに、体制を取らせていただいております。

またそれと確かに、情報の収集状況というのがございまして、非常に現在は各庁舎分散をいたしております。産業振興部また建設部、また教育委員会等もあるわけですが、非常に分散してその箇所で収集し、本部の方で1カ所で取りまとめるという状況になっておりますけども、できればある程度庁舎も完成します。それまでにはですね、体制づくりも体制を整えてまいりたいと思っておりますけども、やはり災害対策本部を設置しますと、1カ所の本部会議室の中で本部員は全部ですね、その中で対応するという考えを、整理させていただきたいというように思っております。本部側そうした現場指示というのはあるわけですが、やはり情報収集する担当部というのは、その本部体制の中でやっぱり持つておるわけですから、それぞれがその本部員の役割を果たすということもございまして、情報の収集のあり方というものも、少し変えさせていただいた方が、いいのではなかろうかというように思っております。当然一番勉強させていただかなくてはならないのは、消防団員のそうした活動状況も第1番でございます。青原議員さんも団長さんとして本部員の一員に入っておりますので、そうした総合的なですね、本部の中の体制というものを充実をさせていただきたいというように考えております。そういうところの本部体制がある程度支部体制に対して、指揮命令をするというような形をですね、ある程度義務づけないとなかなか難しいところも出るのであるかなというように思っております。

今回6月7日に県の防災危機管理室の方が、安芸高田市をターゲットに、そうした平成19年度の市の災害図上訓練を職員を対象にですね、実施していただきました。非常にあの朝10時から4時半までのそうした災害想定をですね、見させていただいて我々も訓練に出させていただいたわけですが、非常に我々もその勉強する状況にあったと

いうように考えております。県の方が別室におりまして、その指示をしてですね、我々各部がどのように動くかという、3班編成で動いたわけありますけども、そうしたのも練習を重ねさせていただいております。そういう状況で、あくまでも基本的には防災計画にのっとった形の中で、対応をさせていただきたいというように考えております。

それと続きまして、災害後の対応ということでございます。総括的に今回こうした大きな集中豪雨が八千代、吉田、甲田3地域を中心的に起こったわけですけど、6月1日に我々総務部と産業建設部と産業振興部と建設部、3部に分かれまして一日かけてそうした現在のですね、災害対応災害復旧状況等も現地を確認をさせていただきました。当然今回につきましては、まだ未発注という工事の状況もございませうけども、そうしたことも踏まえ発注しておる工事につきましては、業者の方にですね、そうした2次災害の起こらないような、災害の現場での対応を指示させていただいたところでございます。当然、今回一番322トンのダムが放流をいたしておりますけども、江の川水系のですね、300トン以上流しますと、どうしてもこうした大きな災害は、常習的に発生してくるのではなかろうかと、いうように考えております。

そういう状況を踏まえながら、そうした各関係部が連携を取れるようなですね、状況の中をつくっていききたいと、いうように考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

12番 青原敏治君。

○青原議員

今答弁をいただいたわけですが、やはりどう言いますか、本部と各分庁舎等々のことは今わかったんですが、支所のことは今出てこなかったというふうに思います。支所は支所で勝手にやれというんでなしに、やはり本部ができた以上は本部の指示に従って、やっていただきたい。と言いますのもやはり、消防署員あるいは消防団員等々が、被災地へ行って救援活動をするわけですね、やはりそういう状況の中であって人命がかかわることですので、やはり情報だけはしっかり把握して、災害対応をしていただきたいというのが第1の目的でございます。やはりそういうことが、どう言いますか、対応の遅れを生み出すというような状況になるんじゃないだろうかのと、いうふうな思いがします。昨年の災害のときも、私も本部の方におらせていただきましたけど、やはり本部はもう地元のことばかりをやりようするような気がしてならなかったんですね。やはり全体のことを考えるのであればもう少し、考えていただきたかったなど、情報の収集をしっかりしていただいて、指示をしっかりと出していただきたいと、いうふうな思いがしております。

それと災害後の対応についてでございますけど、災害認定をして調

査をしていただいて認定をしていただくと、林道の場合だったら、入り口の方が決壊してもう奥には行かれないよと、その奥はどうなってるかわからんというような状況で見てないと、そうすると期限が来て、もう認定をしていただけないと、ほいじゃあどうするんかというたときには、もう単市でやらにゃあしょうがないですねこれは。予算のないときに単市でやるというのは、かなりの痛手じゃなかろうかというふうな思いがするんですね。やはりそういうところもきっちり調査をして、職員さんには大変苦勞していただくようになると思いますけど、やはりお金の節減ということを考えれば、やはりきちっとした調査をしていただいて、認定してもらえるものは一つでも二つでも多く認定をしていただいて、補助金をしっかりいただいて工事を早急にやっていくというのが、私は大事じゃないかなというふうな思いがしとります。

それと去年の経験を生かして言わせてもらうんですけど、災害時にやはり水がよけい出て、どうにもならんよと、土のうをしっかりとつくってくれいやと、土のう不足いうのはもう部長もご承知のとおりだというふうに思います。こうして今も市長さんの言葉の中で地域振興会等々の自主防災組織云々がありましたけども、そこらあたりから、やはり各戸に配布するのはなかなか難しいと思いますけど、やはり地域ごとに各行政区単位で、土のう袋を配布しておいてもらうとか、いうような方法が取れるんじゃないかろうかというふうな思いがしております。今回も団員さんの数も署員の数も限度がありますんで、かなりの市民の方が、災害にはお手伝いをいただいたというふうに思っております。その中でもやはり土のうづくりとかいうのは、市民の方個々にやっておられると思います。土のうつくろうにも土のう袋がないよ、というような状況ですので、やはり備えあれば憂いなしということがありますので、これはぜひ振興会単位でもよろしいですから、土のう袋を配布をしていただきたいというふうな思いがしますんで、そこら辺の考えを再度お伺いいたします。

○松 浦 議 長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

議長。

災害時の支所支部という、災害対策本部では言っておりますけども、このことにつきましては一昨年来、合併後のそうした災害を見まして、このたび配置の体制要領というのをつくらせていただきました。やはり基本的には、先ほどもご説明をさせていただきましたけども、防災計画に基づきまして、やはり各支所における災害のこうした、防災職員体制の確立ということが必要でございますので、災害の初動対応という形の中で、要領をつくらせていただいたものでございます。そうした配置体制という形のものでございますので、業務の内容といたしましては支所また支所の職員、本庁から支所へ職員を配置する

いう状況等でございます。このことにつきましては、一昨年来のこうした総合的な取りまとめの中で、各支所との連携をとらせていただいて、そうした経験の中から、一昨年までは15名という形の中で、8名ぐらいを支所の方に対応させていただいておりましたけども、今回は全体的には大体35名前後の体制を取らせていただくような、今配備計画を出させていただくとという状況でございます。

それとやはり先ほど私説明させていただきましたように、本部の体制を執る部屋と、やはり本部の指示をするということは、やはり別にしなくてはなかなか難しいかなという思いもいたしております。当然本部員さんは全部1カ所の場合におっただかかないと、指示連絡というものができませんので、事務局が指示をするということではございませんので、本部員さんの会議の合意の中で、指示をするという状況のルールでございますので、当然各支所を支部単位に置かせていただいて、吉田支部体制もですね、新たにそこに体制づくりをつくらせていただき、また本部体制、総務を中心的に本部体制をですね、やはりつくらせていただくという状況の中で、職員の配置をですね、作成をいたしておるという状況でございますので、支所の対応を考えてないということではございませんので、総合的な形の中でこうした配置計画というものを作成をさしていただいておるという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それと土のうの関係でございます。土のうまた今回毛布、また食料等も各支所の方にですね、対応をさせていただいております。経験しなかった1トン土のうもですね、各支所の方の100枚ずつ、このたび受注をさせていただいて、配置をさせていただいております。やはり支所を単位にですね、そうした土のう袋もこのたび配置をさせていただいておりますので、そこを中心にですね、ある程度地域の方に、使用していただくということをさせていただいて、食料の備蓄につきましては、乾パンと当然飲料水の確保もですね、このたび整備をさせていただいております。災害に備えてですね、整備をさせていただいております。

私の方からは以上でございます。

○松浦議長

続いて答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

被災後の被災現場の調査についてでございます。林道ということありましたので、私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

被災後の調査につきましては、基本的には市民の皆さんからの通報に基づいて、それぞれの被災箇所の調査をさせていただいておるのが実態でございます。ただ昨年9月のような状況の中では、非常にそういった情報の収集というのが、100%でなかったというような実態もでございます。特に八千代、吉田地域においてはそういう実態であったと思っております。で、9月の被災後の調査につきましては、特に八千

代におきましては調査班を編成をさせていただいて、被災後の数日間で現地調査を行ったという状況でございます。その中でも、さらに調査漏れがあったということもでございます。特に耕地部におきましては、当然市民の皆さんからの通報がかなり寄せられておりますが、特にご指摘のありました林道等につきましては、なかなか人の目につかないという状況もでございます。ご存知のように市の方といたしましても、できるだけ国の災害復旧事業に乗せていきたいということで、毎回努力をしておるところですが、これには報告期限というものがございまして、10日から2週間の間に被害報告をまとめて、申請をするという段取りになっております。そういった短期間の中で、すべての現地調査を行って、被害額を算定をして報告をしていくという事務がございまして、そういった中で昨年の9月につきましては、調査漏れというものが農業関係、林業関係あるいは公共関係もですね、若干あったということで事後に判明したということもでございます。仰せのようにそういった分については、市の財政負担というところにもかかわってまいりますので、調査の体制も今後においてはですね、十分なそういった調査体制の確立というものを昨年の経験を生かしながら、今後は検討していきたいということで、先ほど総務部長の方からもございましたように、先般関係部の方で現地の調査と、それからその後の意見交換等を行って、災害へ向けての対応を協議しておるという状況でございます。

十分今後におきましては、そういったところも対応できるような体制づくりに努めてまいりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○松浦議長

以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問ありますか。

12番 青原敏治君。

○青原議員

はい。

今答弁をいただいたんですが、やはり今の市長さんも言われましたように、自主防災組織を各地域で立ち上げていただきたいというふうな思いがあるのであれば、支所に置いとくんじゃなしに、やはり支所に置いたのはそれを各振興会に分散して置いとくとか、というような方法もとれるんじゃないかなろうかというふうな思いがします。そういう思いでぜひできれば、支所に置いてある小さい土のう袋を、やはり振興会あたりに相談をしていただいて、支所に置いといてくれられるんならそれかもわからんですけど、やはりそういうことを知らしめるということは、大事なんじゃないかなろうかという思いがしております。

それと今産業振興部長さんの方から言われたんですが、調査漏れがあったと、調査漏れがあったのは仕方がないとしても、今やはりまだそのままの状態であるわけですね、それをどうするかということはまだ全然言うてんないですね。そこらあたりの対応も、じゃあいつい

つまでにやりますよとか、これは何とか市でやらにゃあいけんのとか、
というような回答が出るかな思ったんですが、それも出ていない。ほい
じゃあそのまま放っとくんかと、この前支所の方でちょっと話しまし
たら、あのままだったら2次災害で今度は余計ひどくなるよのと、い
うような話をさせてもらったんですね、わしゃあひどくなってくれた
方がええんじゃというような言い方をするんですね、職員さん。そん
なことはなかろうと、小さいうちだったら小さいうちにきちっと直せ
ば、費用も少のうて済むんだから、さっとやりゃあええんじゃないか、
というような思いで言わせていただいたんですが、逆に大きゅうなった
方がみやすいんじゃと、というような回答が返ってきてるわけですよ。
やっぱりそうじゃないと思うんですね、やっぱり小さいところからどん
どんどんやっていけば、少ない費用で完全いうわけにはいかんか
もわからんけど、2次災害は逃れるんじゃなかろうかなという思いが
しますんで、そこらあたりのことを再度お聞きをいたします。

○松浦議長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

振興会という問いでございますけども、本年度の主要事業の中でも
自主防災組織の設立ということで、事業の展開を取らせていただいて
おります。今年度今までまちづくり委員会を中心に、各会長さん、そ
の役員さんを中心にですね、こうした今年度の事業の趣旨説明をさせ
ていただいたところでございます。

現在そうした自主防災組織が、少しずつでもできあがっているとい
う状況でございますけども、やはりこのたび、こうした説明会等も計
画をさせていただいております。現在9カ所の状況でございますけど
も、各振興会等も総会等もやられておるという状況等を利用して
いただいて、時間をいただいてうちの方が説明をさせていただいてお
ると、八千代町につきましては、ちょっと時間が遅れておるとい
う状況を取らせていただいております。やはりそうした振興会の役
員さんを中心に、現在は下部組織の役員さんまでこう下ろさせて
いただいて、こうした自主防災組織をどのようにするかということ
をですね、その組織の中で今十分審議をさせていただいております。
当然振興会の中でも、そうした防災的な対応の担当部もつくって
いただいておりますし、その点につきましてはですね、慎重に自主
防災組織のつくりをですね、つくっていききたいと、ただ土のう
をですね、振興会に配布ということについては、非常に強制的な
ような形のような状況もございまして、やはり災害的な対応
のですね、十分ご理解をいただいて、皆さんのやはり地域の
災害感、そうしたものをですね、やはり協力体制でいただく
ということが一番だろうと思っておりますので、そういうこと
につきましては、今後もう少し時間をいただいた後にですね、
連携を取らせていただくということで、一応支所を中心に配布

をさせていただきとるといふところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○松浦議長 引き続き答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長 ご質問の林道の災害箇所につきましては、現在検討をさせていただいておりますので、その結果につきましては関係者の皆さんへ、後日ご報告をさせていただきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○松浦議長 以上で青原敏治君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

16番 山本三郎君。

○山本議員 政友会の山本です。通告書に基づきまして、質問をさせていただきます。

私は、安芸高田市の市営住宅の施策について、お伺いをするものであります。安芸高田市の財政の厳しい状況下で、昨日からまた本日の私の12番目までの間に、質問の中で多くの事業計画の推進や、また地域の要望等などが出ております。そうした中で、ますます市の全体が衰退する傾向になってはならないという、非常に行政運営の難しさを察しての市営住宅の施策を伺うものであります。

特に吉田町の新町住宅は昭和29年の建設、西土手住宅は昭和30年、そして左円住宅は昭和34年の建設で、それぞれ約54年の経過した建物であります。木造建築は公営住宅法施行令では、木造住宅対応年限は30年と規定されています。また向原町の向ヶ丘住宅は、昭和43年に建設されており、これも40年を経過した建物であります。そうした中で新市建設計画で、平成15年5月に市の基本構想で、住宅マスタープランに沿って、吉田町の3カ所の住宅を一体化する考えで、老朽化住宅除却事業の計画をされ、また向原町の向ヶ丘住宅は若者定住促進団地整備策定業務など、事業を進められておることは承知しておるものであります。

平成19年度主要事業で、安全で快適な生活環境の創造を目指す施策をうたわれております。その中で、住宅マスタープランに基づいて、老朽化が進んでいる市営住宅の建て替えの整備計画が示されています。住宅マスタープランでは、計画目標が第1期平成16年から21年、第2期は平成22年から26年で、着実に推進をされるとされておられます。

また、安芸高田市の住まいづくりの理念が、安全で快適にゆとりを持って暮せる住まいの実現を理念とされております。この理念に基づき、特に老朽化が著しい吉田町の住宅、吉田町の市営住宅、向原町の市営住宅等々の整備が遅れているので、その早期対応をお尋ねするものであります。

市長の見解をお伺いいたします。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

ただいまの山本議員のご質問にお答えをいたします。

まず住宅のマスタープランに基づく、老朽化が進んでいる市営住宅の建て替え整備計画でございます。住宅マスタープランでは、安住性の高い住まい、安全、安心の住まいづくり、快適でゆとりある住まいづくりを基本目標として、公営住宅の建設整備で、第1期を平成16年から平成21年、第2期を平成22年から平成26年とする、整備計画を策定しておるところでございます。ご指摘のとおり、吉田町の新町、西土手、左円の各住宅は、昭和28年から34年に建設された木造の住宅であり、また向原町の向ヶ丘住宅は、昭和43年から45年に建設された簡易耐火構造の住宅でございます。いずれも老朽化がかなり進んでおるところでございます。これら住宅には現在、吉田町の3団地は27戸のうち22戸、向原町の向ヶ丘住宅におきましては、35戸のうち10戸の住宅に入居者が入居しておられますのが現状でございます。

なお、合併後の対応としましては、吉田町の新町住宅の一部と甲田町の寿住宅及び向原町の小丸子住宅におきましては、空き家となりました公営住宅につきまして、景観の保全と犯罪防止等を考慮しながら、用途廃止を行って解体除却しておるところでございます。

このうち、甲田町の寿住宅及び向原町の小丸子住宅の2つの団地の跡地は、若者定住団地の用地に整備できるように、現在計画を進めております。

ご指摘をいただいております老朽住宅建て替えにつきまして、昨今の財政面から申し上げますと、新たな公営住宅の建設は極めて困難な状況にあるわけでございます。

したがいまして、景観や防犯の上において問題があります、解体可能な空き家住宅の解体を行うとともに、先ほど申し述べました若者定住団地の用地整備が整いました団地等に、国の地域住宅交付金制度や民間活力の導入による、住宅施策及び若者定住等のための、住宅の整備促進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

16番 山本三郎君。

○山 本 議 員

ただいま市長の市営住宅の基本的な住宅施策の考えを伺って、大方、方向づけはわかったわけではありますが、私が一番気になることはですね、やはり吉田町のこの3カ所の住宅は、まさに吉田町の町の中心にあり、またこのような木造住宅が、市営住宅として果たして全国的にあるとは思えんですね、もう古い、非常にもう皆さんもご承知のように、木造で入っとられる方がいろいろ自分なりに努力をされておる。

これをですね、今まで行政が何ら手を加えなかったということは、まことに私は行政の手法に、市民も大きく不信感を感じておられると思います。またこの吉田町には多くの方々が合併後、いろいろなことで吉田町を訪れ、しかも歴史ある毛利元就の里でもあり、また観光で多くの方が吉田町を訪れると、こういうような中でこの市営住宅をですね、見られてどう感じて帰られるかと思えますと、非常に市の行政施策が本当にどうなっておるのだろうかと思われます。そういうことを考えて私は質問をしたわけでありますが、昨日から今日にかけて多くのことをですね、行政に事業の促進をされ、財政も非常に苦しい中での議員さんの質問でありますけども、このことはですね、私は余りどうこういふことなしに、先送りじゃあ、もう絶対に許されないものだと私は思います。そうした中で、何点か質問をさせていただくわけですが、財政の厳しい状況の中で、市営住宅の整備予算では18年度で地域住宅交付金を国、県に申請されて、住宅整備に入っておられると思いますが、この地域住宅交付金事業での対象は、公営住宅、不用住宅地区の改良、住宅市街地の整備、既存公営住宅の改造等々が対象というように示されております。支援の交付支援の内容では対象事業がおおむね45%、交付金を交付すると、そして交付金の交付開始から、される年度からおおむね5年以内というように示されておりますけども、この安芸高田市が、この交付金を申請されてこの事業年度の状況はどのように今後なっておるか、おおむね5年ということになっておるんで、それはどのように国に対して示されておられるのか、お伺いするものであります。

そして、2点目でありますけど、向原町の向ヶ丘住宅でございますが、住宅マスタープランでは、第2期で若者向けの市営住宅、特定公共住宅でその2期目であります、平成22年から26年の計画というように目標を示されておりますが、先ほど市長が申されましたように、35戸の中で10戸の入居者がおられるというような状況であります。やはりこの空いておる住宅の棟ですよね、それをやはり早く解体撤去という方向へ持っていかれて、そしてこの若者定住建設への計画への移行を早くされることが、私は肝要であると思うんですが、特にこの向原の向ヶ丘住宅は、向原駅にも徒歩でも5分程度のところにありますし、また今向原町から吉田町への高規格道路の促進で、今後向原のその発展はもちろんのことですが、安芸高田市のこれが経済効果につながっていくということにつながりましても、安芸高田市の玄関口として、早くこの住宅の整備へかかられるということが肝要だろうと思えますが、その点についてですね、もう少しスピードを上げていただくという方向性を示していただければと思うわけであります。

次に3点目といたしまして、安芸高田市の市営住宅条例について伺います。まず第23条で入居者の費用負担義務についてですが、その中には電気、ガス、水道及び下水道の使用料、汚物及びごみの処理に

関する費用、そして3つ目に市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用、これらの条例に定められている義務が果たされているかお尋ねいたします。

次に条例の第29条は模様替え増築をうたっております。現在入居されている方が、増改築をされているが条例では、増築はしてはならない。ただし、原状回復または撤去が容易である場合において、市長の承認を得ればこの限りでない。こういうことです、守られているのか、こういうことでまた建物が古いということで増築をされている、そしてまたそのことにより、近隣に迷惑行為が発生しやすいという点もあろうかと思いますが、そういういろいろな近隣の苦情があったんではないか、そこら辺をお伺いするものであります。

次に第38条は建て替え業務にかかる明け渡し請求で、第1項の規定で除却しようとする市営住宅の入居者に対して、権限を定めその明け渡し請求をするということができておりますが、そういうようなことです、実際にやらなくてはならないというような状況があったのかどうか。

そしてこれに関連また43条では、住宅の明け渡し請求についてです。これは市長は入居者に対して、明け渡し請求をした経緯があったかということをお伺いわけでありますが、その中で不正な行為によって入居した人があったのか、また家賃を3カ月以上滞納をしておられることで、そういうことを市長が請求したことがあるのか、そしてまた市営住宅または共同施設を故意に損傷したことがあるのか、そして4つ目には暴力団員であると判明して、こういう明け渡し請求をされた経緯があるのか、ちょっとたくさんお尋ねいたしましたが、担当部署でおわかりいただければ、答弁を求めたいと思います。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

詳細については、また担当部長の方からお答えをしていきたいと思いますが、現在ご指摘の吉田町の新町、西土手、左円の住宅について、もう既に50年近く建っておるとこのことでございますし、また向原の向ヶ丘住宅につきましても、40数年経っておるとこのことでかなり空き家もあるわけでございますが、住んでおられる方もおられると、このことでです、実際には家賃も安いんで、少々家は悪くても、住み続けるという方もおられるやには聞いておるわけでございます、なかなかそれを全部撤去してやるというのが、今実態としては難しいという問題もあるわけでございます。そこらの状況についても、担当部長の方からまたお答えをしていきたいとこのように思います。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

今市長の方から、特に吉田町の住宅についてのお話がありました

が、やはり非常に建物は古いという状況がございますが、入居をされているという方、公営住宅でいう安価な住宅を住宅の困窮者に提供するというところで、他に変わっていただくところがないというのが、今大きなそこらの対応ができてない状況でございます。

それと向ヶ丘につきましても現在入居者がございます。旧町時代にはここを一定整理をして住宅をとというような計画も立てて、それを安芸高田市の住宅マスタープラン等へ入れておりますが、先ほど話ございましたように、非常に財政状況が厳しい中で、これらについて即、住宅建設ということにならない状況がございます。そういう中で、先ほどご質問がございました地域住宅交付金事業、これは平成17年の9月から交付金事業ということで、対応になったというふうに記憶しておりますが、平成18年度で安芸高田市で、約総額で1億500万円程度の事業を行っております。そのうち基幹事業で6,500万円程度、その後、提案事業ということで3,800万円程度ということで、これは堂ノ口あるいは若者定住の田草住宅団地、あるいは小丸子住宅の解体除去などということがございます。それから19年度では、総額で約8,000万弱それから基幹で500万、また提案で7,300万円程度の予定をしております。これらは18年に次ぎます田草住宅、あるいは小丸子団地等の整備などを含んどります。そういう中で、この交付金制度の事業自体が基幹事業を基本に、そのうちの2割程度ということで、議員の方にもそういうご発言がございましたが、そういう事業でございます。ただ基幹事業単独市あるいは単独町でありますと、非常に提案事業の費用が捻出できないということで、広島県が基本に、この住宅整備計画を立てて県内全体の中で、提案事業約2割相当分を具体的な提案事業持っているところに対して、一定の振り分けをしてやろうということで今、基幹事業よりは多くの提案事業をいただいているというのが現状でございます。特に若者定住あるいは住宅の解体ということになりますと、提案事業となるというのが主な内容でございます。そういう中で、事業の展開をさせていただいているという現状でございます。今後におきましても若者定住へ向けての住宅を中心に、これら提案事業を有効に使うということで、事業展開を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから後の条例関係でございますが。38条の建替事業に係る明渡し請求という、もとへすみません23条ですね、23条の入居者の負担義務ということで、ご指摘のように、入居者の負担義務ということで、電気、ガス、水道及び下水道使用料等ということで書いております。これらにつきましては、基本的には入居者の費用負担義務について、電気、ガス、水道及び下水道使用料等の使用料は、負担義務を果たしているということで、現在そういう市内の住宅の状況にございますが、一部旧町時代の取り扱いの中で、少しそこらが全部一元化されているかといいますと、少し水道等についてはそういう入居者の負

担というか、その施設の管理の負担というような状況もございます。

それから29条の建て替え増築ということでございますが、ご指摘のように建て替え増築については、市の方の承認、市長の承認ということでございます。これらも旧町時代いろいろな取り扱いをされていたという状況がございますが、合併して市になりまして、すべて届け出をしていただいているということで図面等を見て、現状把握の上、許可をさせていただいているということでございます。

またもう1点、迷惑行為等がというお話もございましたが、具体的にそういうものが発生した場合は、住宅の担当職員が訪問して、それぞれ状況を聞かせていただいた上で、対応をしているというのが現状でございます。

それから38条建替事業に係る明渡し請求ということで、現在建て替えということで、壊した住宅というのは先ほどございましたように、甲田町の寿住宅あるいは向原町の小丸子住宅、それと新町の一部ということで、これにつきましては、当然入居者がおられなくなって、解体ということがございますので、例えば建て替えを行う場合は、他の住宅へ移っていただく手法を取りながらその住宅を空けて、その後解体除去という作業で行っております。

それと43条の住宅の明渡しということでございますが、いろいろ不正行為によって入居したときとか、家賃の3カ月以上ということを掲げておりますが、現在のところ不正行為によって入居された者はいないと把握をしております。それから家賃3カ月以上滞納ということでございますが、これらにつきましては現在、県あるいは広島市の方でも、いろいろ対応されております事例を見ますと、広島市広島県は、おおむね60カ月60万以上を対象に、今対応を執っておられるというふうなことを聞いております。現在本市におきましては、これらにつきましては、呼び出しあるいは面談それから分納の制約を実施させていただいておるということで、即明渡し請求のところまでいっていないのが現状でございます。そういう中で特に分納制約、現年分を入れていただいて今の分納制約をとっていただくという、とらせていただくというのが現状でございます。

それから暴力団員という分につきましては、入居の時点で暴力団である、あるいはそういうところについては、警察に問い合わせるという方には、入居できないような対応を取らせていただいております。以上でございます。

○松浦議長

以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問ありますか。

16番 山本三郎君。

○山本議員

いろいろ答弁をいただきましてよくわかりました。今のこの地域交付金の事業に取り組むのが、19年度8,000万程度ということでございますが、いずれにいたしましても、今までいろいろ質問を多く

の方がされておりますが、問題は市の財政に厳しく引っ掛かるところでございまして、これをいろいろな、すべてな事業を少しでも取り入れていくということになりますと、やっぱり事業費の原資というものはどうするかということですが、やはり自主財源が乏しいということですね、これをどうするかといいますと、やはり知恵を出してそしてどういいますか、財源を少しでも生み出す方法をですね、しなくてはいけないということに尽きるわけですが、何といたしましても、最初申しましたように吉田町の3カ所の住宅というのは、本当に見るに哀れな状態であります。これがいくら家賃が安い、いえども市営住宅という言葉に恥じるところがあると思います。そうはいいまして先ほど申し上げますように、その市営住宅は1棟に2所帯ということになっておりますので、1所帯が空いていてもそれを解体ということは非常に難しい、出てくださいということも難しい、そういう状況も私はわかるのはわかるわけですが、何といたしましても、今までこうした状況に手が加えられなかったということは、非常に残念であったと思うものであります。

いずれにいたしましても、いろいろこの基本的な市営住宅につきましての答弁をいただきまして、少しでもですね、早期これが満たされるように努力をお願いしたいと思います。また市営住宅条例につきましても、いろいろただいま答弁をいただきましたが、いろいろこの23条あたりには旧町時代の問題で、多少の問題もあるように伺ったわけですが、問題は近隣の環境というのが非常に心配するんですね、それぞれ増築を手がけておられるし、それがやはりプロが増築をしたのならば、かなり硬いことはできると思いますけど、それぞれが自分で手がけておりますので、もし大きな風災害があったときにはですね、近隣にも大きな迷惑もかかろうと思いますし、十分そこらの指導もされておられないと、やはり問題が起きると思います。そういう意味で非常に職員の方は大変なものが、我々にはわからない点があるかと思いますが、頑張ってくださいと思います。特に向原の向ヶ丘団地でもですね、もう窓は破損しておられますし、それをベニヤでおそって風が入らないようにしておるような状況でありますし、また周囲の草等も荒れております。またそういう関係でありますので、いろいろなごみやら、いろいろな物がおいておられるというような状況がありますが、それをやはり十分指導を徹底して、環境のよい状況に周囲に迷惑がかからないように、一つお願いをいたして終わります。

以上で私の質問を終わります。

○松 浦 議 長

答弁を求めますか。

○山 本 議 員

答弁ができる範囲がありましたら。

○松 浦 議 長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

具体的な戸々の住宅を改修しておるとか、環境の問題はまたわかれ

ば担当課長の方から報告しますが、この住宅の市営住宅の基本の方向としてはですね、もう若者定住のための住宅の宅地の提供とかですね、低所得者のための今までやっておいた町営住宅、そういうものはもう財政的にですね、非常に難しい状況でございますので、若者に絞った定住に絞った、やっぱりそういう施策を中心に住宅の政策をやる、という方向でないといけないというように我々も考えておりますので、今ご指摘のあった問題については、わかる範囲内で部長の方から答弁いたします。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

住宅の管理の問題でございます。市内かなり多くの住宅がございますので、それにつきまして入居者の方へ、ただいまご指摘のあったようなことも含めて、これまでのやっておりますが、さらに徹底をしております。安全で生活していただくように対応したいというように考えております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で山本三郎君の質問を終わります。

これをもって、本日の一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程を終了いたし、散会をいたします。

次回は、明日午前10時に再開をいたします。

ご苦労さんでした。

~~~~~○~~~~~

午後3時20分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員